

ピムコ・バミューダ・トラストⅡ
PIMCOショート・ターム・モーゲージ・インカム
米ドルクラス/ユーロクラス/円クラス
バミューダ籍/オープン・エンド契約型外国投資信託

運用報告書(全体版)

作成対象期間 第4期(2018年11月1日～2019年10月31日)

受益者の皆様へ

平素より格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ピムコ・バミューダ・トラストⅡ-PIMCOショート・ターム・モーゲージ・インカム(以下「ファンド」といいます。)は、このたび、第4期の決算を行いました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。今後とも一層のお引き立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

ファンドの仕組みは次のとおりです。

ファンド形態	バミューダ籍/オープン・エンド契約型外国投資信託
信託期間	信託証書の日付(2010年8月30日)から100年間
運用方針	ファンドの投資目的は、主として、米ドル建てのモーゲージ債(住宅ローン担保証券)およびその派生商品に幅広く投資を行い、短期金利を上回るリターンの獲得を目指すことです。
主要投資対象	米ドル建てのモーゲージ債(住宅ローン担保証券)およびその派生商品を実質的な主要投資対象とします。
運用方法	ファンドは、通常の下況下において、その総資産の65パーセント以上を、様々な満期を有するモーゲージ関連債券または当該証券に関連するデリバティブに分散されたポートフォリオに投資することにより投資目的の実現を図ります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none">●米ドル建て証券以外には投資しないものとします。●新興国債券にはファンドの総資産の5%を超えて投資しないものとします。●流動性の低い証券にはファンドの純資産の15%を超えて投資しないものとします。●モーゲージ派生商品にはファンドの総資産の5%を超えて投資しないものとします。
分配方針	当面、分配は行いません。ただし、将来、分配を行うことも可能です。

■管理会社
パシフィック・インベストメント・
マネジメント・カンパニー・エルエルシー

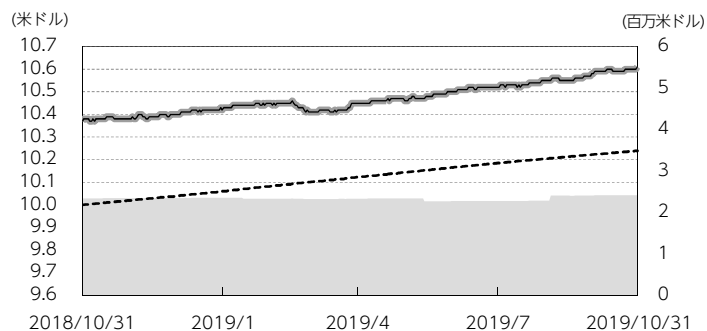
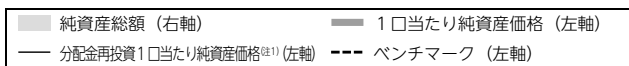
■代行協会員
三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社(注)
(注)三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社は、2020年6月1日付で、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を存続会社とする吸収合併方式で、同社と合併する予定です。

I. 運用の経過および運用状況の推移等

(1) 当期の運用経過および今後の運用方針

■当期の受益証券1口当たり純資産価格等の推移

<米ドルクラス>

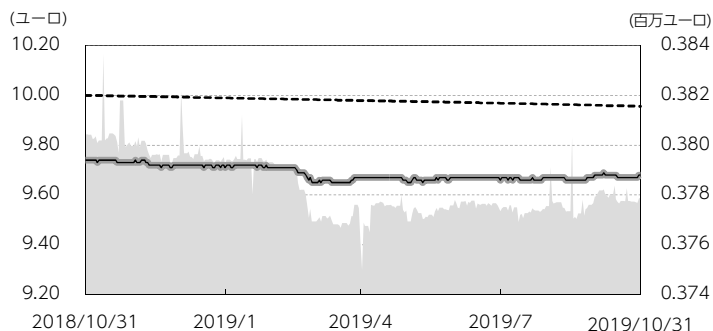
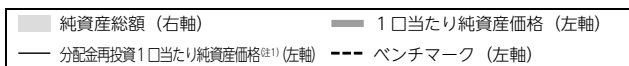


1口当たり純資産価格	
第3期末	10.37米ドル
第4期末	10.61米ドル
(1口当たり分配金額)	(0米ドル)
騰落率	2.31%

1口当たり純資産価格の主な変動要因

上昇要因	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保有している債券から利子収入を得たこと ■ 米国債金利が低下したこと
下落要因	■ 該当ありません

<ユーロクラス>

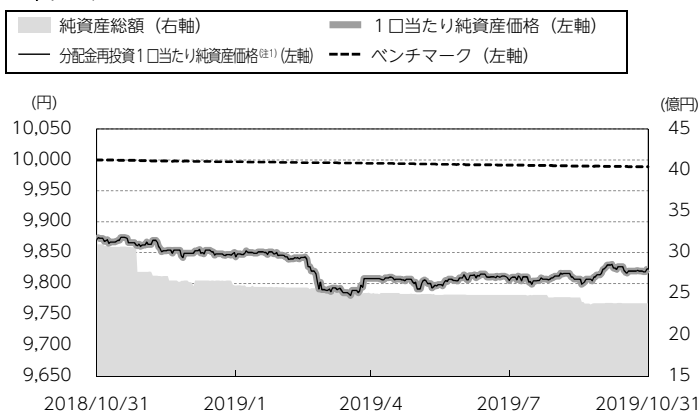


1口当たり純資産価格	
第3期末	9.74ユーロ
第4期末	9.68ユーロ
(1口当たり分配金額)	(0ユーロ)
騰落率	-0.62%

1口当たり純資産価格の主な変動要因

上昇要因	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保有している債券から利子収入を得たこと ■ 米国債金利が低下したこと
下落要因	■ 為替取引コストがマイナスに寄与したこと

<円クラス>



1口当たり純資産価格	
第3期末	9,871円
第4期末	9,824円
(1口当たり分配金額)	(0円)
騰落率	-0.48%

1口当たり純資産価格の主な変動要因

上昇要因	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保有している債券から利子収入を得たこと ■ 米国債金利が低下したこと
下落要因	<ul style="list-style-type: none"> ■ 為替取引コストがマイナスに寄与したこと

(注1) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引き前の分配金をファンドへ再投資したとみなして算出したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。ただし、ファンドは当期において、分配を行っていないため、分配金再投資1口当たり純資産価格の値は1口当たり純資産価格の値と同じです。

(注2) ベンチマークは、第3期末の受益証券1口当たり純資産価格を起点として計算しています。

(注3) ファンドにおいて、分配金の再投資は行っていません。

(注4) ファンドのベンチマークは、米ドルクラスについては1か月物米ドルLIBORインデックス、ユーロクラスについては1か月物ユーロLIBORインデックス、円クラスについては1か月物日本円LIBORインデックスです。

(注5) 騰落率は、税引き前の分配金を再投資したものとみなして計算しています。なお、ファンドに分配金の支払実績はありません。以下同じです。

■分配金について

該当事項はありません。

■投資環境について

【米国債金利の動向】

当期、米国債金利は短期金利／長期金利ともに低下しました。当期末時点で、年限別では2年が1.52%（前期比：-1.34%）、10年が1.69%（同：-1.45%）、30年が2.18%（同：-1.21%）となりました。

当期間を通じてみると、米国債金利は一貫して低下基調となりました。期前半には米中貿易摩擦の高まりを背景に世界経済の減速懸念が高まったことや、FRB（米連邦準備制度理事会）が利上げの停止を示唆したことを受けて米国債金利は低下しました。期後半にかけては米中が互いに関税引き上げを行うなど米中貿易摩擦が一層深刻化したことや、FRBが利下げを実施し金融緩和スタンスに転換したことなどを背景に、米国債金利は一層低下しました。

【政府系モーゲージ債市場の動向】

当期の政府系モーゲージ債市場は上昇しました。利子収入を得たことに加え、米国債金利が低下傾向であったことや、米国内の住宅市場が堅調に推移したことがプラスに寄与しました。

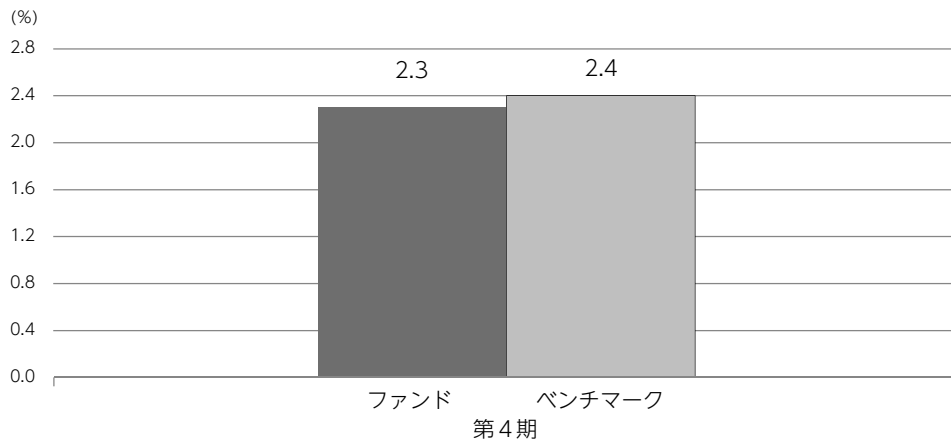
■ポートフォリオについて

主要投資対象である高格付け（原則としてA格相当以上）の政府系モーゲージ債（住宅ローン担保証券）を概ね高位に組み入れました。

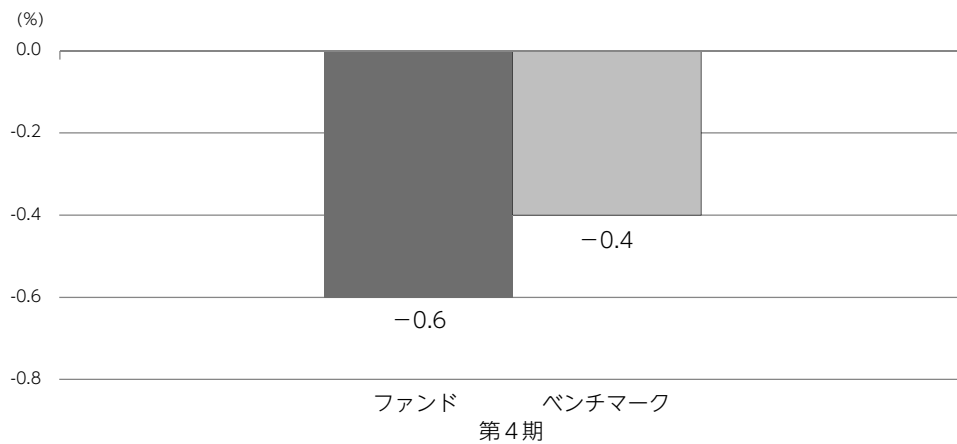
また、金利リスクの抑制と価格推移の安定のため、変動利付債の割合を多めとしました。

■ベンチマークとの差異について

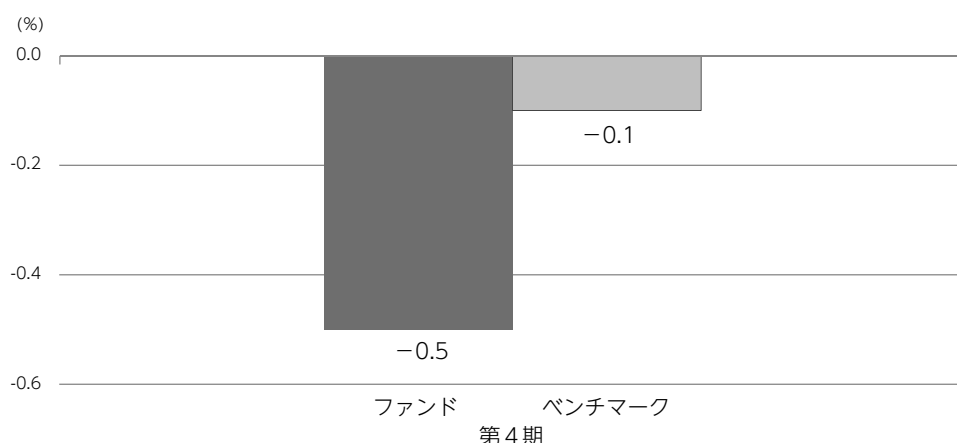
<米ドルクラス>



<ユーロクラス>



<円クラス>



ファンドとベンチマークの騰落率の差異の状況および要因について

- ・当期の米ドルクラスの騰落率（税引前分配金再投資後）は2.3%の上昇となり、ベンチマークである1ヶ月物米ドルLIBORインデックスの騰落率（+2.4%）を0.1%下回りました。
- ・当期のユーロクラスの騰落率（税引前分配金再投資後）は0.6%の下落となり、ベンチマークである1ヶ月物ユーロLIBORインデックスの騰落率（-0.4%）を0.2%下回りました。
- ・当期の円クラスの騰落率（税引前分配金再投資後）は0.5%の下落となり、ベンチマークである1ヶ月物日本円LIBORインデックスの騰落率（-0.1%）を0.4%下回りました。

プラス要因	■政府系モーゲージ債への投資を通じ、金利低下時の価格上昇などがプラスに寄与
マイナス要因	■報酬がかかったこと

■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における有価証券の主な銘柄については、後記「Ⅲ. ファンドの経理状況 （3）投資有価証券明細表等」をご参照ください。

■今後の運用方針

米中貿易摩擦の激化に伴う世界経済の減速、消費者物価の低迷などへの懸念からFRBは金融緩和へ政策スタンスを転換しており、それに追随する形で欧州や日本をはじめとする中央銀行も金融緩和への舵取りに意向を示しています。政府系住宅ローン担保証券市場に関しては、政府系機関（ファニーメイ、フレディマック）の民営化の動向については注視が必要なものの、米国債並みの信用力を有しつつ米国債を上回る利回りを提供することから国内銀行や海外投資家などからの底堅い需要が今後も期待されることなどが需給面での下支え要因になると考えられます。

なお、トランプ政権は、GSE改革への意欲を示しており、米連邦住宅金融局（FHFA）による政府系モーゲージ債（ファニーメイとフレディマック）の単一証券の導入が2019年6月から行われていますが、同改革の方向性、モーゲージ債市場の動向等には引き続き注視していきます。

かかる環境下、当戦略は変動利付の政府系モーゲージ債を組み入れ、ポートフォリオのデュレーションも1年以内とすることで、金利変動によるリスクを抑制しつつ短期金利を上回る安定的なリターンを獲得を目指します。また、金融政策や経済指標に市場参加者の思惑が左右されることで市場のボラティ

リティが高まる局面では、銘柄間の相対価値の歪みが発生しやすく、銘柄選択による超過収益の獲得機会が広がると予想されます。そのため、当戦略では期限前償還などのシナリオ分析も含めた徹底的なリスク管理を行いつつ、適正価値から乖離した銘柄へ戦略的に投資を行うことで、超過収益の獲得を追求します。

(2) 費用の明細

項目	項目の概要					
	政策金利*					
	0.5%未満	0.5%以上～ 1.5%未満	1.5%以上～ 2.5%未満	2.5%以上～ 3.5%未満	3.5%以上	
管理報酬**	0.30%	0.325%	0.35%	0.40%	0.45%	投資顧問、管理事務および第三者への業務の提供および提供の手配などの業務の対価
販売報酬	0.25%	0.275%	0.30%	0.35%	0.40%	受益証券の販売、販売促進、募集、および買戻しに関する業務の対価
代行協会員報酬	0.05%					受益証券1口当たり純資産価格の公表および法令規則により作成を要する文書の配布等、ならびにこれらに付随する業務の対価
その他の費用 (当期)	1.13%					設立費用、支払利息およびその他雑費

(注) 各報酬については、目論見書に定められている料率(各クラスの純資産総額に対して、各クラスの政策金利*に連動する報酬料率(年率))を記載しています。「その他の費用(当期)」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期のその他の費用の金額をファンドの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

* 各クラスについて、以下を参照します。

米ドルクラス：フェデラル・ファンド金利(誘導目標)

ユーロクラス：欧州中央銀行発表政策金利

円クラス：日本銀行無担保コール翌日物金利(誘導目標)

(上記の参考指標が有効ではない場合には、管理会社が適切とみなす参考指標を用いる場合があります。)

** ファンドに関する情報や資料を提供する等のサービス支援業務に対する受託報酬、その他管理事務代行報酬、保管報酬、名義書換事務報酬等については、管理会社が管理報酬から支払います。

Ⅱ. 運用実績

(1) 純資産の推移

下記会計年度末および第4会計年度中における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

<米ドルクラス>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	千円
第1会計年度末 (2016年10月末日)	10,934,662.85	1,192,534	10.24	1,117
第2会計年度末 (2017年10月末日)	5,552,622.63	605,569	10.26	1,119
第3会計年度末 (2018年10月末日)	2,339,399.12	255,135	10.37	1,131
第4会計年度末 (2019年10月末日)	2,415,551.77	263,440	10.61	1,157
2018年11月末日	2,342,508.37	255,474	10.38	1,132
12月末日	2,346,458.11	255,905	10.40	1,134
2019年1月末日	2,351,216.46	256,424	10.42	1,136
2月末日	2,331,653.90	254,290	10.44	1,139
3月末日	2,322,984.78	253,345	10.41	1,135
4月末日	2,332,076.49	254,336	10.45	1,140
5月末日	2,334,546.86	254,606	10.46	1,141
6月末日	2,271,602.22	247,741	10.50	1,145
7月末日	2,275,592.72	248,176	10.52	1,147
8月末日	2,282,555.26	248,935	10.55	1,151
9月末日	2,408,124.84	262,630	10.57	1,153
10月末日	2,415,618.57	263,447	10.61	1,157

<ユーロクラス>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
第1会計年度末 (2016年10月末日)	537,432.16	64,653	10.07	1,211
第2会計年度末 (2017年10月末日)	385,970.32	46,432	9.88	1,189
第3会計年度末 (2018年10月末日)	380,374.47	45,759	9.74	1,172
第4会計年度末 (2019年10月末日)	377,871.29	45,458	9.68	1,165
2018年11月末日	379,965.99	45,710	9.73	1,171
12月末日	379,481.77	45,652	9.72	1,169
2019年1月末日	379,252.87	45,624	9.71	1,168
2月末日	379,225.20	45,621	9.71	1,168
3月末日	376,937.77	45,346	9.65	1,161

4月末日	377,598.95	45,425	9.67	1,163
5月末日	376,935.87	45,345	9.65	1,161
6月末日	377,578.67	45,423	9.67	1,163
7月末日	377,344.92	45,395	9.66	1,162
8月末日	377,560.16	45,420	9.67	1,163
9月末日	377,666.42	45,433	9.67	1,163
10月末日	377,881.72	45,459	9.68	1,165

<円クラス>

	純資産総額	1口当たり純資産価格
	円	円
第1会計年度末 (2016年10月末日)	13,973,514,725	10,118
第2会計年度末 (2017年10月末日)	7,233,859,229	9,989
第3会計年度末 (2018年10月末日)	3,099,529,665	9,871
第4会計年度末 (2019年10月末日)	2,386,586,502	9,824
2018年11月末日	2,765,127,398	9,862
12月末日	2,659,731,019	9,849
2019年1月末日	2,599,413,705	9,843
2月末日	2,580,541,153	9,845
3月末日	2,554,470,050	9,790
4月末日	2,509,111,703	9,808
5月末日	2,495,066,730	9,791
6月末日	2,489,958,710	9,809
7月末日	2,484,719,026	9,805
8月末日	2,457,254,472	9,812
9月末日	2,384,779,166	9,816
10月末日	2,386,652,055	9,824

(注1) 米ドルおよびユーロの円貨換算は、別段の記載のない限り、2020年1月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=109.06円および1ユーロ=120.30円）によります。以下同じ。

(注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入または切捨の処理がしてあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(注3) 会計年度末の純資産総額が各日における取引すべてを反映した数字であるのに対し、各月末の純資産総額は各日の米国東部標準時午後7時時点で算出された数字です。

(注4) ファンドは、2015年10月29日から運用を開始しており、第1会計年度は当該運用開始日から2016年10月末日までの期間をいいます。

(2) 分配の推移

該当事項はありません。

Ⅲ. ファンドの経理状況

- a. PIMCOショート・ターム・モーゲージ・インカム直近会計年度（2018年11月1日から2019年10月31日まで）の日本語の財務書類は、アメリカ合衆国（ファンドの設定国：バミューダ諸島）における法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 原文の財務書類は、ピムコ・バミューダ・トラストⅡの全てのシリーズ・トラストにつき一括して作成されている。
- 日本語の作成にあたっては、ファンドに関連する部分のみを翻訳し、「財務書類に対する注記」については、全文を翻訳している。ただし、経理のハイライトにおいては日本で販売されている米ドルクラス、ユーロクラスおよび円クラスに関連する部分を抜粋して日本語に記載している。
- c. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース エルエルピーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- d. ファンドの原文の財務書類は米ドルおよびユーロで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱UFJ銀行の2020年1月31日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=109.06円、1ユーロ=120.30円）で換算されている。なお、百万円未満の金額は四捨五入されている。

独立監査人の監査報告書

ピムコ・バミューダ・トラストⅡ

受託会社および経営陣御中

私どもは、以下の表に記載される各ファンズ（以下総称して「ファンズ」という。）の2019年10月31日現在の投資有価証券明細表を含む資産・負債計算書、ならびに下記の表に記載される期間における関連する運用計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書（PIMCOバミューダ・モーゲージ・オポチュニティーズ・ファンドについて）および経理のハイライトで構成される添付の財務書類について監査を行った。これらの財務書類および経理のハイライトを、以下総称して「財務書類」という。

PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンド (M) ⁽¹⁾	PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド (M) ⁽¹⁾
PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドA ⁽¹⁾	PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンドⅡ (M) ⁽¹⁾
PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドB ⁽¹⁾	PIMCOエマージング・ボンド (円ヘッジ) インカム・ファンド ⁽¹⁾
PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドC ⁽¹⁾	PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド ⁽¹⁾
PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドD ⁽¹⁾	PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド (M) ⁽¹⁾
ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M) ⁽¹⁾	PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンドⅡ ⁽¹⁾
PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ ⁽¹⁾	PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンドⅢ ⁽¹⁾
PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン (円ヘッジ) ボンド・ファンド ⁽¹⁾	PIMCOショート・ターム・モーゲージ・インカム ⁽¹⁾
PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド ⁽¹⁾	PIMCOユー・エス・ハイ・イールド (円ヘッジ) ファンド ⁽¹⁾
PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド (M) ⁽¹⁾	PIMCOユー・エス・ハイ・イールド (円ヘッジ) ファンドⅡ ⁽¹⁾
PIMCOバミューダ・インカム・ファンド (M) ⁽¹⁾	PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンド ⁽¹⁾
PIMCOバミューダ・インカム・ファンドA ⁽³⁾	PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンドⅡ ⁽¹⁾
PIMCOバミューダ・インカム・ファンドD ⁽¹⁾	PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンド ⁽¹⁾
PIMCOバミューダ・インカム・ファンドE ⁽¹⁾	PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンドⅡ ⁽¹⁾
PIMCOバミューダ・ロウ・デュレーション・インカム・ファンド ⁽⁴⁾	ピムコ・ワールド・ハイインカム ⁽¹⁾
PIMCOバミューダ・モーゲージ・オポチュニティーズ・ファンド ⁽²⁾	
⁽¹⁾ 2019年10月31日終了年度の運用計算書および純資産変動計算書ならびに経理のハイライト	

②2019年10月31日終了年度の運用計算書、純資産変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書ならびに経理のハイライト
③2019年10月31日終了年度の運用計算書および純資産変動計算書ならびに明記された各期間の経理のハイライト
④2019年7月9日（運用開始日）から2019年10月31日までの期間の運用計算書および純資産変動計算書ならびに経理のハイライト

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した本財務書類の作成および適正表示についての責任を負う。かかる責任には、不正または誤謬に関わらず、重要な虚偽記載のない財務書類の作成および適正表示に関する内部統制の策定、実施および維持が含まれる。

監査人の責任

私どもの責任は、私どもの行った監査に基づいて本財務書類について意見を表明することにある。私どもは、米国において一般に公正妥当と認められた監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、本財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得るために、私どもが監査を計画し、実施することを要求している。

監査には、本財務書類の金額および開示に関する監査証拠を収集するための手続きの実行が含まれる。私どもの判断により選択されるこの手続きは、不正または誤謬に関わらず本財務書類の重要な虚偽記載のリスク評価を含む。かかるリスク評価において、私どもは、状況に適合する監査手続きを立案するため、ファンズの財務書類の作成および適正表示に関する内部統制について考慮するが、これはファンズの内部統制の有効性について意見を表明するために行うものではない。したがって、私どもはそのような意見を表明しない。監査はまた、経営陣により採用された会計原則の適正性および重要な会計見積りの合理性についての評価とともに、本財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。私どもは、私どもが入手した監査証拠は、私どもの意見表明のための基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

私どもの意見では、上記の財務書類がすべての重要な点において、2019年10月31日現在の上記の表に記載される各ファンズの財政ポジション、ならびに上記の表に記載される期間の各ファンズの経営成績、純資産の変動、キャッシュ・フロー計算書（PIMCOバミューダ・モーゲージ・オポチュニティーズ・ファンドについて）および経理のハイライトを、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して適正に表示している。

プライスウォーターハウスクーパース エルエルピー

2020年1月16日



Report of Independent Auditors

To the Trustee and Management of PIMCO Bermuda Trust II

We have audited the accompanying financial statements of each of the Funds listed in the table below (collectively referred to as the “Funds”), which comprise the statements of assets and liabilities, including the schedules of investments, as of October 31, 2019 and the related statements of operations, of changes in net assets, and for PIMCO Bermuda Mortgage Opportunities Fund the statement of cash flows, and the financial highlights for the periods indicated in the table below. These financial statements and financial highlights are hereafter collectively referred to as “financial statements.”

PIMCO Bermuda Bank Loan Fund (M) (1)	PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (M) (1)
PIMCO Bermuda Bank Loan Fund A (1)	PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M) (1)
PIMCO Bermuda Bank Loan Fund B (1)	PIMCO Emerging Bond (Yen-Hedged) Income Fund (1)
PIMCO Bermuda Bank Loan Fund C (1)	PIMCO Emerging Bond Income Fund (1)
PIMCO Bermuda Bank Loan Fund D (1)	PIMCO Emerging Bond Income Fund (M) (1)
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M) (1)	PIMCO Emerging Bond Income Fund II (1)
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II (1)	PIMCO Emerging Bond Income Fund III (1)
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan (Yen-Hedged) Bond Fund (1)	PIMCO Short-Term Mortgage Income (1)
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (1)	PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund (1)
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M) (1)	PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund II (1)
PIMCO Bermuda Income Fund (M) (1)	PIMCO U.S. High Yield Fund (1)
PIMCO Bermuda Income Fund A (3)	PIMCO U.S. High Yield Fund II (1)
PIMCO Bermuda Income Fund D (1)	PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund (1)
PIMCO Bermuda Income Fund E (1)	PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II (1)
PIMCO Bermuda Low Duration Income Fund (4)	PIMCO World High Income (1)
PIMCO Bermuda Mortgage Opportunities Fund (2)	
(1) Statements of operations and of changes in net assets and the financial highlights for the year ended October 31, 2019 (2) Statements of operations, of changes in net assets and of cash flows and the financial highlights for the year ended October 31, 2019 (3) Statements of operations and of changes in net assets for the year ended October 31, 2019, and the financial highlights for each of the periods indicated therein (4) Statements of operations and of changes in net assets and the financial highlights for the period from July 9, 2019 (inception date) to October 31, 2019	

PricewaterhouseCoopers LLP, 101 Seaport Blvd, Boston, MA 02110
 T: +1 (617) 530-5000, F: +1 (617) 530-5001, www.pwc.com/us



Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America; this includes the design, implementation and maintenance of internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditors' Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on the financial statements based on our audits. We conducted our audits in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on our judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, we consider internal control relevant to the Funds' preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Funds' internal control. Accordingly, we express no such opinion. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of significant accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinions.

Opinions

In our opinion, the financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of each of the Funds indicated in the table above as of October 31, 2019, and the results of each of their operations, changes in each of their net assets, and for PIMCO Bermuda Mortgage Opportunities Fund its cash flows, and each of their financial highlights for the periods indicated in the table above, in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

PricewaterhouseCoopers US

January 16, 2020

(1) 貸借対照表

PIMCOショート・ターム・モーゲージ・インカム

資産・負債計算書

2019年10月31日現在

	(千米ドル、一口当たり 金額を除く)	(百万円、一口当たり 金額を除く)
資 産：		
投資有価証券、時価		
投資有価証券*	30,233	3,297
関係会社に対する投資有価証券	0	0
金融デリバティブ商品		
上場金融デリバティブ商品		
または集中清算の対象となる		
金融デリバティブ商品	0	0
店頭取引金融デリバティブ商品	166	18
現金	1	0
相手方への預託金	42	5
外国通貨、時価	0	0
投資有価証券売却未収金	1	0
関係会社に対する投資有価証券売却未収金	0	0
TBA投資有価証券売却未収金	20,067	2,189
ファンド受益証券売却未収金	0	0
未収利息および／または未収分配金	82	9
	50,592	5,518
負 債：		
借入れおよびその他の資金調達取引		
逆レポ契約に対する未払金	0	0
空売りにかかる未払金	8,636	942
金融デリバティブ商品		
上場金融デリバティブ商品		
または集中清算の対象となる		
金融デリバティブ商品	7	1
店頭取引金融デリバティブ商品	287	31
投資有価証券購入未払金	0	0
TBA投資有価証券購入未払金	13,095	1,428
未払利息	0	0
相手方からの預託金	0	0
ファンド受益証券買戻未払金	24	3
未払管理報酬	7	1
未払代行協会員報酬	1	0
未払販売報酬	5	1
未払税金	0	0
その他の負債	30	3
	22,092	2,409
純 資 産	28,500	3,108
投資有価証券の取得原価	31,785	3,466
関係会社に対する投資有価証券の取得原価	0	0
保有外国通貨にかかる取得原価	0	0
空売りにかかる受領額	8,615	940
金融デリバティブ商品にかかる取得原価	(21)	(2)
またはプレミアム、純額	2,200	240
*レポ契約を含む：	2,200	240

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
添付の注記を参照のこと。

純 資 産

ユーロクラス	422	46
J (円ヘッジ)	3,586	391
円クラス	22,077	2,408
米ドルクラス	2,415	263

発行済受益証券口数

ユーロクラス	39 千口
J (円ヘッジ)	33 千口
円クラス	243 千口
米ドルクラス	228 千口

発行済受益証券一口当たりの純資産価格**および買戻価格**

ユーロクラス		
(機能通貨による)	10.80 米ドル	1,178 円
(純資産価額通貨による)	9.68 ユーロ	1,165 円
J (円ヘッジ)		
(機能通貨による)	109.21 米ドル	11,910 円
(純資産価額通貨による)	11,807 円	
円クラス		
(機能通貨による)	90.87 米ドル	9,910 円
(純資産価額通貨による)	9,824 円	
米ドルクラス		
(機能通貨による)	10.61 米ドル	1,157 円

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
添付の注記を参照のこと。

(2) 損益計算書

PIMCOショート・ターム・モーゲージ・インカム
運用計算書
2019年10月31日終了年度

	(千米ドル)	(百万円)
投資収益：		
利息	3,355	366
収益合計	<u>3,355</u>	<u>366</u>
費用：		
管理報酬－ユーロクラス	1	0
管理報酬－インスティテューショナル（米ドル）	191 ⁽¹⁾	21
管理報酬－円クラス	70	8
管理報酬－米ドルクラス	9	1
販売報酬－ユーロクラス	1	0
販売報酬－円クラス	59	6
販売報酬－米ドルクラス	8	1
代行協会員報酬－ユーロクラス	0	0
代行協会員報酬－円クラス	12	1
代行協会員報酬－米ドルクラス	1	0
支払利息	311	34
その他の費用	12	1
費用合計	<u>675</u>	<u>74</u>
純投資収益	<u>2,680</u>	<u>292</u>
実現純利益（損失）：		
投資有価証券	(4,459)	(486)
関係会社に対する投資有価証券	0	0
上場金融デリバティブ商品または 集中清算の対象となる金融デリバティブ商品	(561)	(61)
店頭取引金融デリバティブ商品	165	18
外国通貨	(7)	(1)
実現純利益（損失）	<u>(4,862)</u>	<u>(530)</u>
未実現利益（損失）純変動額：		
投資有価証券	4,041	441
関係会社に対する投資有価証券	0	0
上場金融デリバティブ商品または 集中清算の対象となる金融デリバティブ商品	(87)	(9)
店頭取引金融デリバティブ商品	9	1
外国通貨建て資産および負債	0	0
未実現利益純変動額	<u>3,963</u>	<u>432</u>
純利益（損失）	<u>(899)</u>	<u>(98)</u>
運用の結果による純資産の純増加額	<u><u>1,781</u></u>	<u><u>194</u></u>

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

⁽¹⁾ 2018年11月1日から2019年3月27日（インスティテューショナル（米ドル）の償還日）までの期間。添付の注記を参照のこと。

PIMCOショート・ターム・モーゲージ・インカム
純資産変動計算書
2019年10月31日終了年度

	(千米ドル)	(百万円)
以下による純資産の増加（減少）：		
運 用：		
純投資収益	2,680	292
実現純利益（損失）	(4,862)	(530)
未実現利益純変動額	3,963	432
運用の結果による純増加額	1,781	194
受益者への分配金：		
分配金		
インスティテューショナル（米ドル）	(1,348) ⁽¹⁾	(147)
分配金合計	(1,348)	(147)
ファンド受益証券取引：		
ファンド受益証券取引による純（減少）額*	(131,076)	(14,295)
純資産の（減少）額合計	(130,643)	(14,248)
純 資 産：		
期 首 残 高	159,143	17,356
期 末 残 高	28,500	3,108

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

⁽¹⁾ 2018年11月1日から2019年3月27日（インスティテューショナル（米ドル）の償還日）までの期間。

*財務書類に対する注記の注12を参照のこと。

添付の注記を参照のこと。

PIMCOショート・ターム・モーゲージ・インカム
 経理のハイライト
 2019年10月31日終了年度

	ユーロクラス	
	(米ドル)	(円)
一口当たり特別情報：		
期首純資産価格	11.04	1,204
純投資収益 ^(a)	0.35	38
実現／未実現純利益（損失）	(0.59)	(64)
投資運用からの増加（減少）合計	(0.24)	(26)
分配金合計	0.00	0
期末純資産価格	10.80	1,178
トータル・リターン（機能通貨による） ^(b)	(2.17) %	
トータル・リターン（ユーロによる） ^(c)	(0.62) %	
期末純資産（千米ドル）	422 千米ドル	46 百万円
費用の対平均純資産比率	0.73 %	
支払利息を除いた費用の対平均純資産比率	0.63 %	
純投資収益の対平均純資産比率	3.23 %	

^(a) 一口当たり金額は、当期中の平均発行済受益証券口数に基づいている。

^(b) トータル・リターンは（もしあれば）、ファンドによって支払われた分配金の再投資額およびファンドの一口当たり純資産価格の変動額の合計に基づく。

^(c) トータル・リターンは（もしあれば）、ファンドによって支払われた分配金の再投資額およびファンドの一口当たり純資産価格の変動額の合計に基づく。ファンドの機能通貨は米ドルであるが、補足情報にあるとおり、トータル・リターンはファンドまたはクラスの純資産価額報告通貨でも適宜表示されている。かかる計算の目的上、期首および期末の純資産価額は、それぞれ期首および期末の為替レートを用いて換算されており、分配金は分配時の為替レートを用いて換算されている。

添付の注記を参照のこと。

PIMCOショート・ターム・モーゲージ・インカム
 経理のハイライト
 2019年10月31日終了年度

	円クラス	
	(米ドル)	(円)
一口当たり特別情報：		
期首純資産価格	87.47	9,539
純投資収益 ^(a)	2.89	315
実現／未実現純利益（損失）	0.51	56
投資運用からの増加（減少）合計	3.40	371
分配金合計	0.00	0
期末純資産価格	90.87	9,910
トータル・リターン（機能通貨による） ^(b)	3.89 %	
トータル・リターン（日本円による） ^(c)	(0.48) %	
期末純資産（千米ドル）	22,077 千米ドル	2,408 百万円
費用の対平均純資産比率	0.73 %	
支払利息を除いた費用の対平均純資産比率	0.63 %	
純投資収益の対平均純資産比率	3.23 %	

^(a) 一口当たり金額は、当期中の平均発行済受益証券口数に基づいている。

^(b) トータル・リターンは（もしあれば）、ファンドによって支払われた分配金の再投資額およびファンドの一口当たり純資産価格の変動額の合計に基づく。

^(c) トータル・リターンは（もしあれば）、ファンドによって支払われた分配金の再投資額およびファンドの一口当たり純資産価格の変動額の合計に基づく。ファンドの機能通貨は米ドルであるが、補足情報にあるとおり、トータル・リターンはファンドまたはクラスの純資産価額報告通貨でも適宜表示されている。かかる計算の目的上、期首および期末の純資産価額は、それぞれ期首および期末の為替レートを用いて換算されており、分配金は分配時の為替レートを用いて換算されている。

添付の注記を参照のこと。

PIMCOショート・ターム・モーゲージ・インカム
 経理のハイライト
 2019年10月31日終了年度

	米ドルクラス	
	(米ドル)	(円)
一口当たり特別情報：		
期首純資産価格	10.37	1,131
純投資収益（費用） ^(a)	0.32	35
実現／未実現純利益（損失）	(0.08)	(9)
投資運用からの増加合計	0.24	26
分配金合計	0.00	0
期末純資産価格	10.61	1,157
トータル・リターン（機能通貨による） ^(b)	2.31 %	
期末純資産（千米ドル）	2,415 千米ドル	263 百万円
費用の対平均純資産比率	0.89 %	
支払利息を除いた費用の対平均純資産比率	0.80 %	
純投資収益（費用）の対平均純資産比率	3.07 %	

^(a) 一口当たり金額は、当期中の平均発行済受益証券口数に基づいている。

^(b) トータル・リターンは（もしあれば）、ファンドによって支払われた分配金の再投資額およびファンドの一口当たり純資産価格の変動額の合計に基づく。

添付の注記を参照のこと。

財務書類に対する注記

2019年10月31日

1. 機 構

本報告書において述べられる各ファンド（以下、各「ファンド」、また、総称して「ファンズ」という。）は、該当するファンドの各クラス受益証券（以下「クラス」という。）を含む、ピムコ・バミューダ・トラストⅡ（以下「トラスト」という。）のシリーズ・トラストである。トラストは、バミューダの法律に基づき、ウィンチェスター・グローバル・トラスト・カンパニー・リミテッドにより締結された2003年12月1日付信託証書（随時改訂され、以下「信託証書」という。）に従って設立されたオープン・エンド型のユニット・トラストである。2006年9月22日の営業終了時点（米国東部標準時）付で、ウィンチェスター・グローバル・トラスト・カンパニー・リミテッドは、トラストの受託会社を退任し、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドがファンドの受益証券の所有者（以下「受益者」という。）のためにトラストの受託会社に任命された。2017年9月29日の営業終了時点（米国東部標準時）付で、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、トラストの受託会社を退任し、メイプルズ・トラスティ・サービシーズ（バミューダ）リミテッドがトラストの新受託会社として任命された。本報告書に使用されているとおり、「受託会社」への言及はすべて、トラストの受託者としての役割を果たす者を意味する。パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（以下「PIMCO」、「管理会社」、または「投資顧問会社」という。）は、トラストのスポンサーであり、トラストの組成に責任を負った。

トラストは2006年投資ファンド法および標準ファンズについての関連する法令に規定されている規制および監督に服する。

信託宣言の規定は、管理会社の同意を条件に、受託会社に対して、本報告書日付現在運用されているファンズに加え、将来さらに複数のファンズを設立する権利を付与する。

本報告書に記載されるファンズは以下のとおりである。

ファンド	募集対象
PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドA	日本の投資信託協会の規則、またはその他の管轄下に定義された「ファンド・オブ・ファンズ」の構造をもつファンズに限定して募集される。
PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドB	
PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドC	
PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドD	
PIMCOバミューダ・インカム・ファンドD	
PIMCOバミューダ・インカム・ファンドE	
PIMCOバミューダ・ロウ・デュレーション・インカム・ファンド	
PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンドⅡ	
PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンドⅢ	

<p>PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンド (M) ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ ボンド・ファンド (M) PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・ イクス・ジャパン・ボンド・ファンド (M) PIMCOバミューダ・インカム・ファンド (M) PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ ファンド (M) PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ ファンドⅡ (M) PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド (M)</p>	<p>他のファンズに対し、かかるファンズにと って投資対象ビークルとしての役割を果た すために限定して募集される。</p>
<p>PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ ボンド・ファンドⅡ PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・ イクス・ジャパン (円ヘッジ) ボンド・ファンド PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・ イクス・ジャパン・ボンド・ファンド PIMCOバミューダ・インカム・ファンドA* PIMCOバミューダ・モーゲージ・オポチュニティーズ・ ファンド PIMCOユー・エス・ハイ・イールド (円ヘッジ) ファンドⅡ PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンドⅡ PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ ファンド PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ ファンドⅡ ピムコ・ワールド・ハイインカム**</p>	<p>日本人およびその他の投資者に対して募集 される。</p>
<p>PIMCOショート・ターム・モーゲージ・インカム</p>	<p>日本人およびその他の投資者に対して募集 される。ユーロ、円および米ドルクラス受 益証券は、日本の販売会社を通じて公募に より日本の公衆に対して募集され、また、 管理会社はその裁量により定めるその他の 投資者に対して募集することができる。ユ ーロ、円および米ドルクラス受益証券は、 管理会社により承認された投資者にのみ限 定される。</p>

PIMCOエマージング・ボンド（円ヘッジ）インカム・ファンド PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド PIMCOユー・エス・ハイ・イールド（円ヘッジ）ファンド PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンド	公募または私募によりその受益証券を日本において募集し、ピムコジャパンリミテッドまたは同等の免許を有する投資信託委託会社により管理され、日本の投資信託協会の規則の対象となる、日本の投資信託及び投資法人に関する法律に基づき組織されたファンド・オブ・ファンズ・タイプの投資信託（以下「日本の投資信託」という。）に限定して販売される。
--	---

* PIMCOバミューダ・インカム・ファンドAのT（日本円）クラスおよびU（米ドル）クラスは、日本の信託銀行に受託された投資用口座にのみ提供され、PIMCOバミューダ・インカム・ファンドAのW（米ドル）クラスは、日本の機関投資家に限定して募集される。

**日本の販売会社を通じて公募により日本の公衆に対して募集される。

2. 重要な会計方針

トラストがアメリカ合衆国における一般に認められた会計原則（以下「US GAAP」という。）に従って本財務書類を作成するに当たり継続的に従っている重要な会計方針の概要は以下のとおりである。US GAAPの報告要件に基づき、各ファンドは投資会社として扱われる。US GAAPに従った本財務書類の作成は、本書で報告された資産および負債の金額、財務書類日における偶発資産および負債の開示、ならびに報告期間中に報告された運用の結果による純資産の増減額に影響を及ぼす見積りや仮定を行なうことを経営陣に要求することができる。実際額はこれらの見積りと異なる場合もある。

（a）投資先ファンズ

受託会社および管理会社は、（i）PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドA、PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドB、PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドCおよびPIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドD、（ii）ピムコ・ワールド・ハイインカム、（iii）PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン（円ヘッジ）ボンド・ファンドおよびPIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド、（iv）PIMCOバミューダ・インカム・ファンドA、PIMCOバミューダ・インカム・ファンドDおよびPIMCOバミューダ・インカム・ファンドE、（v）PIMCOユー・エス・ハイ・イールド（円ヘッジ）ファンド、PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンド、PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンドおよびPIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンドII、（vi）PIMCOユー・エス・ハイ・イールド（円ヘッジ）ファンドIIおよびPIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンドII、（vii）PIMCOエマージング・ボンド（円ヘッジ）インカム・ファンド、PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド、PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンドIIおよびPIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンドIII（以下、それぞれ「ファンド・オブ・ファンズ」、または他のファンズに投資する「取得ファンド」という。）の資産の全てあるいは一部を、（i）PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンド（M）、（ii）ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）、（iii）PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド（M）、（iv）PIMCOバミューダ・インカム・ファンド（M）、（v）PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド（M）、

(vi) ピムコバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンドⅡ (M)、(vii) PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド (M) (以下、それぞれ「投資先ファンド」または「被取得ファンド」という。)の各貨方に充当できる。そのように充当されたいかなる資産も、それらが直接的に受領されたかのように、当該被取得ファンズに保有される。資産がこのように充当された場合、被取得ファンドは、当該受益証券の一口当たりの発行価格で受益証券を関連する取得ファンドに対して発行したことを記録し、買戻す時は買戻し時の当該受益証券の一口当たりの買戻価格で当該受益証券を買戻す。したがって、取得ファンドがその投資目的を達成できるかどうかは、該当する被取得ファンドが投資目的を達成する能力に左右される。被取得ファンドの投資目標が達成されるという保証はない。

経理のハイライトに表示されている比率には、被取得ファンドの費用は含まれていない。ファンドの報酬に関する詳細については、注記9の「報酬および費用」を参照のこと。

(b) 証券取引および投資収益

証券取引は、財務報告目的のために、取引日現在において計上される。発行時取引または繰延受渡ベースで売買された証券は、取引日より当該証券の標準決済期間を越えて決済されることがある。売却証券からの実現損益は、個別法により計上される。配当落ち日が経過した外国証券からの特定の分配金が、ファンドが配当落ち日を知らされた直後に計上される場合を除き、配当収入は配当落ち日に計上される。ディスカウントの増加およびプレミアムの償却調整後の受取利息は、実効日より発生主義で計上される先スタート条件付の実効日を有する証券を除き、決済日より発生主義で計上される。転換証券について、転換に起因するプレミアムは償却されない。特定の外国証券にかかる見積税金負債は発生主義で計上され、必要に応じて、運用計算書において受取利息の構成要素または投資証券にかかる未実現損益純変動額の項目に反映される。かかる証券の売却から生じた実現税金負債は、運用計算書において、投資証券にかかる実現純損益の構成要素として反映される。モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券にかかる保証金損益は、運用計算書において受取利息の構成要素として計上される。

債務担保証券は、未収利息不計上の状態で保留され、一貫して適用される手続きに基づき、すべてのまたは一部の利息の回収が不確実な場合において、現在の発生額の計上を中止し、かつ未収利息を損金処理することによって関連受取利息を減額することがある。担保債務証券は、発行体が利息支払を再開した場合、または利息回収可能性が高い場合において、未収利息不計上の状態が取り消される。

(c) 現金および外国通貨

各ファンドの財務書類は、ファンドが運用される主たる経済環境の通貨を使用して表示される(以下「機能通貨」という。)。ファンズの機能通貨は、日本円建てであるPIMCOバミューダ・インカム・ファンドEを除き、米ドルである。

外国証券、外国通貨ならびにその他の資産および負債の時価は、毎営業日現在の為替レートにより各ファンドの機能通貨に換算される。外国通貨建ての証券の売買ならびに収益および費用の項目(もしあれば)は、取引日付の実勢為替レートで、各ファンドのそれぞれの機能通貨に換算される。ファンズは、保有証券にかかる市場価格の値動きからの為替レートの変動による影響を個別に報告しない。こうした変動は、運用計算書の投資有価証券にかかる実現純利益(損失)ならびに未実現利益(損失)純変動額に含まれる。ファンズは、外国通貨建て証券に投資することができ、スポット(現金)ベースでの当時の外国為替市場の実勢レートか、または為替予約契約を通じてかのいずれかにより、外国通貨取引を締結することができる。スポットでの外国通貨の売却から生じた実現外国通貨利益または損失、証券取引にかかる取引日と決済日との間に実現した外国通貨利益または損失、ならびに配当、利息および外国源泉税と実際に受領したかまたは支払った金額に相当する機能通貨との間の差額は、運用計算書の外国通

貨取引にかかる実現純利益または損失に含まれる。報告期間末時点の保有投資有価証券以外の外国通貨建て資産および負債にかかる外国為替レートの変動から生じた未実現外国通貨利益および損失は、運用計算書の外国通貨建て資産および負債にかかる未実現利益（損失）純変動額に含まれる。

特定のファンズ（またはクラス（該当する場合））の純資産価額（以下「純資産価額」という。）およびトータル・リターンは、各ファンドの英文目論見書（以下「英文目論見書」という。）において詳述されるとおり、その純資産価額が報告される通貨（以下「純資産価額通貨」という。）で表示されている。純資産価額および純資産価額通貨におけるトータル・リターンの表示目的上、当初純資産価額および最終純資産価額は、それぞれ期首および期末現在の為替レートを用いて換算され、分配金は分配時における為替レートを用いて換算される。それぞれのファンドの純資産価額通貨および機能通貨については、下記の表を参照のこと。

ファンド/クラス	純資産価額 通貨	機能通貨
PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンド (M)	米ドル	米ドル
PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドA		
F (米ドル)	米ドル	米ドル
J (日本円)	日本円	米ドル
J (米ドル)	日本円	米ドル
Y (日本円)	日本円	米ドル
Y (米ドル)	日本円	米ドル
PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドB		
F (豪ドル)	豪ドル	米ドル
Y (豪ドル)	日本円	米ドル
Y (ブラジル・リアル)	日本円	米ドル
Y (メキシコ・ペソ)	日本円	米ドル
Y (ロシア・ルーブル)	日本円	米ドル
Y (トルコ・リラ)	日本円	米ドル
PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドC		
Y (C-米ドル)	日本円	米ドル
PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドD		
Y (ワールド)	日本円	米ドル
ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ ファンド (M)	米ドル	米ドル
PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ ファンドII		
インスティテューショナル (日本円)	日本円	米ドル
インスティテューショナル (円ヘッジ)	日本円	米ドル
PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン (円ヘッジ) ボンド・ファンド	日本円	米ドル

PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ ボンド・ファンド	日本円	米ドル
PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ ボンド・ファンド (M)	日本円	米ドル
PIMCOバミューダ・インカム・ファンド (M)	米ドル	米ドル
PIMCOバミューダ・インカム・ファンドA		
F (日本円)	日本円	米ドル
F (米ドル)	米ドル	米ドル
J (日本円)	日本円	米ドル
J (米ドル)	日本円	米ドル
K (米ドル)	米ドル	米ドル
N (日本円)	日本円	米ドル
N (米ドル)	日本円	米ドル
P (日本円)	日本円	米ドル
Q (日本円)	日本円	米ドル
R (日本円)	日本円	米ドル
S (日本円)	日本円	米ドル
T (日本円)	日本円	米ドル
U (米ドル)	米ドル	米ドル
W (米ドル)	米ドル	米ドル
X (日本円)	日本円	米ドル
X (米ドル)	米ドル	米ドル
Y (日本円)	日本円	米ドル
Y (米ドル)	日本円	米ドル
Z (日本円)	日本円	米ドル
PIMCOバミューダ・インカム・ファンドD		
N (ワールド)	日本円	米ドル
Y (ワールド)	日本円	米ドル
PIMCOバミューダ・インカム・ファンドE		
B-J 1605 (日本円)	日本円	日本円
B-J 1605 (米ドル)	日本円	日本円
B-J 1609 (日本円)	日本円	日本円
B-J 1609 (米ドル)	日本円	日本円
B-J 1612 (日本円)	日本円	日本円
B-J 1612 (米ドル)	日本円	日本円
PIMCOバミューダ・ロウ・デュレーション・インカム・ファンド		
B (米ドル)	米ドル	米ドル

PIMCOバミューダ・モーゲージ・オポチュニティーズ・ファンド		
J (日本円)	日本円	米ドル
J (米ドル)	日本円	米ドル
米ドルクラス	米ドル	米ドル
PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド (M)	米ドル	米ドル
PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンドⅡ (M)	日本円	米ドル
PIMCOエマージング・ボンド (円ヘッジ) インカム・ファンド	日本円	米ドル
PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド	日本円	米ドル
PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド (M)	米ドル	米ドル
PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンドⅡ		
J (豪ドル)	日本円	米ドル
J (ブラジル・レアル)	日本円	米ドル
J (カナダ・ドル)	日本円	米ドル
J (インドネシア・ルピア)	日本円	米ドル
J (インド・ルピー)	日本円	米ドル
J (韓国ウォン)	日本円	米ドル
J (メキシコ・ペソ)	日本円	米ドル
J (ロシア・ルーブル)	日本円	米ドル
J (トルコ・リラ)	日本円	米ドル
PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンドⅢ		
J (ユーロ)	日本円	米ドル
J (英ポンド)	日本円	米ドル
J (米ドル)	日本円	米ドル
PIMCOショート・ターム・モーゲージ・インカム		
ユーロクラス	ユーロ	米ドル
インスティテューショナル (米ドル) *	米ドル	米ドル
円クラス	日本円	米ドル
J (円ヘッジ)	日本円	米ドル
米ドルクラス	米ドル	米ドル
PIMCOユー・エス・ハイ・イールド (円ヘッジ) ファンド	日本円	米ドル
PIMCOユー・エス・ハイ・イールド (円ヘッジ) ファンドⅡ	日本円	米ドル
PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンド	日本円	米ドル
PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンドⅡ	日本円	米ドル
PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンド		
J (日本円)	日本円	米ドル
J (円ヘッジ)	日本円	米ドル

J (米ドル)	米ドル	米ドル
Y (日本円)	日本円	米ドル
Y (円ヘッジ)	日本円	米ドル
PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンドⅡ		
Y (豪ドル)	日本円	米ドル
Y (ブラジル・リアル)	日本円	米ドル
Y (メキシコ・ペソ)	日本円	米ドル
Y (トルコ・リラ)	日本円	米ドル
ピムコ・ワールド・ハイインカム	米ドル	米ドル

* 当該クラスは当報告期間中に償還した。

(d) 複数クラスによる運営

トラストにより募集されるファンドの各クラスは、通貨ヘッジ運営に関連するクラス特定の資産および損益を除いて、ファンドの資産に関して、同じファンドの他のクラスと等しい権利を有する。収益、非クラス特定費用、非クラス特定実現損益ならびに未実現キャピタル・ゲインおよびロスは、それぞれのファンドの各クラスの関連する純資産に基づき、受益証券の各クラスに割当てられる。現在、クラス特定費用は、必要に応じ、管理報酬、投資顧問報酬、管理事務報酬および販売報酬を含む。

(e) 分配方針

下記の表は、各ファンドの予想される分配頻度を示したものである。各ファンドからの分配は管理会社の許可のある場合に限り受益者に宣言され支払われるが、その許可は管理会社の裁量で撤回することができる。

毎月宣言および分配

PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドA
PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドB
PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドC
PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドD
PIMCOバミューダ・インカム・ファンドA
F (日本円)
F (米ドル)
J (日本円)
J (米ドル)
N (日本円)
N (米ドル)
S (日本円)
X (日本円)
X (米ドル)
Y (日本円)
Y (米ドル)
PIMCOバミューダ・インカム・ファンドD
PIMCOバミューダ・モーゲージ・オポチュニティーズ・ファンド
PIMCOエマージング・ボンド (円ヘッジ) インカム・ファンド
PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド
PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンドⅡ
PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンドⅢ
PIMCOショート・ターム・モーゲージ・インカム
インスティテューショナル (米ドル) *
PIMCOユー・エス・ハイ・イールド (円ヘッジ) ファンド
PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンド
PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンド
PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンドⅡ
ピムコ・ワールド・ハイインカム

四半期毎の宣言および分配

PIMCOバミューダ・インカム・ファンドA
Q (日本円)
PIMCOバミューダ・インカム・ファンドE (ただし、分配金の利回りが、一年間のローリング期間に
わたり年率5%を超えないものとする。)

半年毎の宣言および分配

PIMCOバミューダ・インカム・ファンドA
 P (日本円)
 R (日本円)
 PIMCOショート・ターム・モーゲージ・インカム
 ユーロクラス
 円クラス
 J (円ヘッジ)
 米ドルクラス

以下のファンズ（またはそのクラス、（該当する場合））について、管理会社は分配の宣言を行うことを予定していない。しかしながら、その裁量により、いつでも受益者に対して分配の宣言および支払いを行うことができる。

PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンド (M)
 ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M)
 PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ
 PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン (円ヘッジ) ボンド・ファンド
 PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド
 PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド (M)
 PIMCOバミューダ・インカム・ファンドA
 K (米ドル)
 T (日本円)
 U (米ドル) **
 W (米ドル)
 Z (日本円)
 PIMCOバミューダ・インカム・ファンド (M)
 PIMCOバミューダ・ロウ・デュレーション・インカム・ファンド
 PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド (M)
 PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンドⅡ (M)
 PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド (M)
 PIMCOユー・エス・ハイ・イールド (円ヘッジ) ファンドⅡ
 PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンドⅡ

* 当該クラスは当報告期間中に償還した。

** 当該ファンドのU (米ドル) クラス受益証券に関して、一切の分配は、管理会社および当該クラスの投資家との間の協定書に従って宣言される。

分配（もしあれば）は、一般的に関連するファンド（またはクラス（該当する場合））の純投資収益から支払われる。加えて、管理会社は分配可能な純実現キャピタル・ゲインの支払いを許可しうる。追加的な分配は管理会社が適切と判断した際に宣言される。あらゆるファンド（またはクラス（該当する場合））に関連して支払われる分配金は当該ファンド（またはクラス（該当する場合））の純資産価額を減少させる。受益者の判断で、ファンド（またはクラス（該当する場合））からの分配金をファンド

(またはクラス(該当する場合))の追加的受益証券に再投資することも、受益者に現金で支払うことも可能である。現金支払いはファンドの純資産価額通貨で支払われる。各ファンド(またはクラス(該当する場合))の分配金として合理的な水準を維持するために必要と考えられる場合、ファンドは、追加的な分配を宣言することができる。目論見書により要求されるファンド(またはクラス(該当する場合))の分配金を支払うために十分な純利益および純実現キャピタル・ゲインが存在しない場合、管理会社は、かかるファンド(またはクラス(該当する場合))の元本部分から分配金を支払うことができる。支払期日から6年以内に請求されなかった分配金について、その受領権は消滅し、該当するファンド(またはクラス(該当する場合))の利益として計上される。

(f) 新会計基準公表

2016年3月、財務会計基準審議会(以下「FASB」という。)は、会計基準編纂書(Accounting Standards Codification)(以下「ASC」という。)のトピック815に基づく、特定の関係にかかるデリバティブ契約の更改への影響に関連する指針を提供する会計基準書アップデート(Accounting Standards Update)

(以下「ASU」という。)第2016-05号を公表した。当該ASUは、2017年12月15日以降に開始する会計年度および2018年12月15日以降に開始する会計年度中の中間期間より適用される。ファンズは、当該ASUを採用している。当該ASUの実施は、ファンドの財務書類に影響を及ぼさなかった。

2016年8月、FASBは、キャッシュ・フロー計算書における特定の現金受領および現金支払いの分類にかかる指針を明確にするために、ASC第230号を修正するASU第2016-15号を公表した。当該ASUは、2018年12月15日以降に開始する会計年度および2019年12月15日以降に開始する中間期間より適用される。ファンズは、当該ASUを採用している。当該ASUの実施は、ファンドの財務書類に影響を及ぼさなかった。

2018年8月、FASBは、公正価値測定の開示要件を修正するASC第820号の修正版となる、ASU第2018-13号を公表した。当該ASUは、2019年12月15日以降に開始する会計年度および当該会計年度中の中間期間より適用される。当該ASUの実施により、一定の開示要件が排除または修正される。現時点で、経営陣は当該ASUを早期適用することを選択しており、その変更は財務書類に組み込まれている。

3. 投資証券の評価および公正価値測定

(a) 投資評価方針

ファンドの受益証券の価格は、ファンドの純資産価額に基づく。ファンドまたはその各クラス(該当する場合)の純資産価額は、組入投資有価証券およびファンドまたはクラスに帰属するその他の資産から一切の負債を控除した合計評価額を当該ファンドまたはクラスの発行済受益証券口数合計で除することにより決定される。各ファンドの取引日において、ファンドの受益証券は通常、(トラストの現行の英文目論見書に記載されるとおり)ニューヨーク証券取引所の通常取引終了時点(以下「NYSE終了時点」という。)で評価される。特定の日に於いて純資産価額の計算後にファンズまたはその代理人が知るところとなった情報は、通常は当該日まで決定されていた証券の価格または純資産価額の遡及的な調整には使用されない。各ファンドは、ファンドが早期に終了した場合において、純資産価額の算定のタイミングを変更する権利を有する。

純資産価額算定の目的上、市場相場が容易に入手できる組入証券およびその他の資産は、時価で評価される。時価は通常、公式終値または最後に報告された売値、あるいは売りが報告されない場合は、評価の確立したマーケット・メーカーから入手した見積り、もしくはファンズの承認された価格設定サービス、相場報告システムおよびその他の第三者のソース(以下、まとめて「価格設定サービス」という。)により提供される価格(評価価額を含む。)に基づき決定される。ファンズは通常、国内の持分証券に

についてはNYSE終了時点直後に受領した価格決定データを用い、NYSE終了時点後に行われる取引、清算または決済については通常は考慮しない。時価における価格設定が用いられた場合、外国取引所もしくは一または複数の取引所で取引されている（非米国の）外国持分証券は、通常、主要な取引所であると管理会社がみなす取引所からの価格設定情報を用いて評価される。（非米国の）外国持分証券は、外国取引所の終了時点、またはNYSE終了時点が当該外国取引所の終了前となる場合はNYSE終了時点において評価される。国内および（非米国の）外国確定利付き証券、取引所で売買されていないデリバティブおよび株式オプションは、通常、ブローカー・ディーラーから入手した見積りまたは当該証券の主要な市場の過去の終値を反映したデータを用いた価格設定サービスに基づき評価される。価格設定サービスから入手した価格は、とりわけ、マーケット・メーカーにより提供される情報または類似の特徴を有する投資有価証券または証券に関連する利回りデータから入手した時価の見積りに基づく。繰延受渡基準で購入した特定の確定利付証券は、先渡決済日に決済されるまで日次で時価評価される。個別株オプション、先物および先物にかかるオプションを除く上場オプションは、関連取引所により決定される決済価格で評価される。スワップ契約は、ブローカー・ディーラーから入手した買呼値もしくは価格設定サービスまたはその他の価格設定ソースにより提供される市場ベースの価格に基づき評価される。上場投資信託（以下「ETF」という。）を除き、ファンドのオープン・エンド型の投資運用会社への投資は、当該投資有価証券の純資産価額で評価される。オープン・エンド型の投資運用会社には、関連ファンズが含まれることがある。

（非米国の）外国持分証券の評価額が、当該証券の主要な取引所または主要な市場が終了した後、NYSE終了時点の前に著しく変動した場合、当該証券は管理会社により確立され承認された手続きに基づき、公正価値で評価される。NYSEの営業日に取引を行っていない（非米国の）外国持分証券もまた、公正価値で評価される。（非米国の）外国持分証券に関連して、ファンドは価格設定サービスおよびその他の第三者ベンダーにより提供される情報に基づき投資有価証券の公正価値を決定することができるが、これは、その他の証券、指数または資産を参照して公正価値評価または調整を推奨するものである。公正価値評価が要求されるかどうか考慮する際ならびに公正価値決定の際に、ファンドは、とりわけ、関連市場の終了後およびNYSE終了時点前に生じた重大な事象（米国証券または証券指数の評価額の変動を含めることが検討される可能性がある。）について検討することがある。ファンドは、（非米国の）外国証券の公正価値を決定するために、第三者ベンダーにより提供されるモデリングツールを用いることができる。これらの目的において、適用ある外国市場の終了時点とNYSE終了時点との間の適用ある参照インデックスまたは商品のいかなる変動（以下「ゼロ・トリガー」という。）も重要な事象とみなされ、（事実上、日々の公正価値評価につながる）価格設定モデルの採用を促す。外国取引所は、トラストが営業を行っていない場合に（非米国の）外国持分証券の取引を許可することがあるが、それにより、受益者が受益証券の売買を行えなかった場合にファンドの組入投資有価証券が影響を受けることがある。

信頼できる範囲において、活発な流通市場が存在するシニア（担保付き）変動金利ローンは、価格設定サービスにより提供される当該ローンの市場での直近の入手可能な買呼値／売呼値で評価される。信頼できる範囲において、活発な流通市場が存在しないシニア（担保付き）変動金利ローンは、時価に近似する公正価値で評価される。シニア（担保付き）変動金利ローンを公正価値で評価する際に、以下を含むが、それらに限定されない検討されるべき要因がある。（a）借主および参加仲介業者の信用力、（b）ローンの期間、（c）類似のローンの市場における直近の価格（もしあれば）、および（d）類似の質、利率、次の利息更新までの期間および満期を有する金融商品の市場における直近の価格。

ファンドの機能通貨以外の通貨で評価される投資有価証券は、価格設定サービスから入手した為替レ

ートを用いて機能通貨に換算される。その結果、当該投資有価証券の評価額、および、次にファンドの受益証券の純資産価額が、機能通貨に関連して通貨の価額の変動により影響を受けることがある。外国市場で取引されるまたは機能通貨建て以外の通貨建ての投資有価証券の評価額は、トラストが営業を行っていない日に著しく影響を受けることがある。その結果、ファンドが（非米国の）外国投資有価証券を保有する範囲において、受益証券の購入、買戻しまたは交換ができない場合に、当該投資有価証券の評価額が時に変動し、ファンドにおける次の純資産価額の算定時に当該投資有価証券の評価額が反映されることがある。

市場相場または市場ベースの評価が容易に入手できない投資有価証券は、管理会社またはその指示に従って行動する者により誠実に決定された公正価値で評価される。市場相場が容易に入手できない状況において、管理会社は証券およびその他の資産を評価する方法を採用し、当該公正価値評価法を適用する責任をPIMCOに委譲した。市場相場または市場ベースの評価が容易に入手できず、証券または資産が管理会社により承認された評価方法に従って評価できない場合、当該証券または資産の評価額は評価委員会により誠実に決定される。関係する市場の取引が終了した後、NYSE終了時点の前に、ファンドの証券または資産に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合を含む、現在のまたは信頼できる市場ベースのデータ（例えば、取引情報、買呼値／売呼値情報、実勢相場（以下「ブローカー価格」という。）またはは価格設定サービスの価格）がない場合、市場相場は容易に入手できないと考えられる。さらに、特別事情のために証券が取引される証券取引所または市場が終日営業せず、他の市場価格が入手できない場合、市場相場は容易に入手できないと考えられる。管理会社は、ファンドの証券または資産に重大な影響を及ぼす可能性のある重要な出来事を監視する責任、および該当する証券または資産が、かかる重要な出来事を踏まえて再評価されるべきかを決定する責任を有する。

純資産価額算定の目的上、ファンドが組入証券またはその他の資産の評価額を決定するために公正価値評価を使用する場合、当該投資有価証券は、取引されている主たる市場からの見積りに基づき価格決定されるよりもむしろ、管理会社またはその指示に従って行動する者により公正価値を反映すると判断される他の方法で価格が決定されることがある。公正価値評価は、証券価額についての主観的な決定を必要とすることがある。トラストの方針は、ファンドの純資産価額の計算が、値付け時点の証券価額を公正に反映した結果となることを目的としているが、トラストは、管理会社またはその指示にしたがって行動する者により決定された公正価値が値付け時点で処分された場合（例えば、競売処分または清算売却）に、ファンドが当該証券の対価として取得できる価格を正確に反映する、ということを保証できない。ファンドにより使用される価格は、証券が売却される場合に実現化する価格と異なることがある。

（b）公正価値の階層

US GAAPは、公正価値を、測定日における市場参加者間での秩序ある取引においてファンドが資産売却の際に受領するまたは負債譲渡の際に支払う価格として説明する。資産および負債の各主要なカテゴリーを別々に公正価値の測定をレベル別（レベル1，2または3）に分離し、評価方法のインプットに優先順位を付ける公正価値の階層化を設定し、その開示を要求する。証券の評価に用いられるインプットまたは技法は、必ずしもこれらの証券への投資に付随するリスクを示すものではない。公正価値の階層のレベル1，2および3については以下のとおり定義される。

レベル1－活発な市場または取引所における同一の資産および負債の相場価格。

レベル2－活発な市場における類似の資産または負債の相場価格、活発でない市場における同一のまたは類似の資産もしくは負債の相場価格、資産または負債の観測可能な相場価格以外のイ

ンプット（金利、イールド・カーブ、ボラティリティー、期限前償還の速さ、損失の度合い、信用リスクおよび債務不履行率）またはその他の市場で裏付けられたインプットを含むが、これらに限定されないその他の重要であり観測可能なインプット。

レベル 3 – 管理会社またはその指示に従って行動する者による投資証券の公正価値の決定に用いられる仮定を含む、観測可能なインプットが入手できない範囲においてその状況下で入手できる最善の情報に基づいた重要であり観測不可能なインプット。

期末現在レベル 2 もしくはレベル 3 に分類されていた資産または負債につき、投資有価証券を評価する際に用いられる評価方法に変更が生じたことから、前期以降、レベル 2 およびレベル 3 の間での移動が生じた。レベル 2 からレベル 3 への移動は、通常の業務の過程において、現在のまたは信頼できる市場を基盤としたデータがないことから、価格設定サービスにより用いられる評価方法の使用（レベル 2）から、重要であり観測不可能なインプットを使用したブローカー見積りまたは評価技法の使用（レベル 3）への移動に伴い生じた変動の結果によるものである。

レベル 3 からレベル 2 への移動は、価格設定サービスにより提供される現在のまたは信頼できる市場ベースのデータ、または重要であり観測可能なインプットを使用したその他の評価技法が入手できるようになった結果によるものである。

US GAAPの要件に従い、レベル 3 への／からの移動の金額は、重大である場合、それぞれのファンドの投資有価証券明細表の注記において開示される。

重要であり観測不可能なインプットを使用した公正価値の評価に対して、US GAAPは、公正価値の階層のレベル 3 への／からの移動の開示、ならびに当期中のレベル 3 の資産および負債の購入および発行の開示を要求する。さらに、US GAAPは、公正価値の階層のレベル 3 に分類される資産または負債の公正価値の決定において用いられる、重要であり観測不可能なインプットに関して、定量的情報を要求する。US GAAPの要件に従い、公正価値の階層および重要であり観測不可能なインプットの詳細については、重大である場合、それぞれのファンドの投資有価証券明細表の注記に含まれる。

（c）評価方法および公正価値の階層

公正価値におけるレベル 1 およびレベル 2 のトレーディング資産ならびにトレーディング負債

公正価値の階層のレベル 1 およびレベル 2 に分類される組入商品またはその他の資産および負債の公正価値の決定に用いられる評価方法（または「技法」）および重要なインプットは以下のとおりである。

社債、転換社債および地方債、米国政府機関債、米国財務省証券、ソブリン債、バンクローン、転換優先証券および米国以外の国債を含む確定利付証券は、通常、ブローカー・ディーラーからの見積り、報告された取引または内部の価格設定モデルによる評価見積りを用いてブローカー・ディーラーまたは価格設定サービスから入手した見積りに基づき評価される。価格設定サービスの内部モデルには、発行体に関する詳細、金利、イールド・カーブ、期限前償還の速さ、信用リスク／スプレッド、債務不履行率および類似資産の相場価格等の観測可能なインプットが用いられる。上述の類似の評価技法およびインプットを用いた証券は、公正価値の階層のレベル 2 に分類される。

繰延受渡基準で購入した確定利付証券または売却／買戻し取引におけるレポ契約にかかる確定利付証券は、先渡決済日に決済されるまで日次で時価評価され、公正価値の階層のレベル 2 に分類される。

モーゲージ関連およびアセット・バック証券は、通常、各取引内の証券の個別のトランシェまたはクラスとして発行される。これらの証券もまた、価格設定サービスにより、通常ブローカー・ディーラー

からの見積り、報告された取引または内部の価格設定モデルからの評価見積りを用いて評価される。これらの証券の価格設定モデルは、通常、トランシェ・レベルの属性、現在の市況データ、各トランシェに対する見積りキャッシュ・フローおよび市場ベースのイールド・スプレッドを考慮し、必要に応じて取引の担保実績を組み込んでいる。上述の類似の評価技法およびインプットを用いたモーゲージ関連およびアセット・バック証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

普通株式、ETF、上場債券および米国の証券取引所で取引される先物契約、新株引受権または先物オプション等の金融デリバティブ商品は、直近の報告売買価格または評価日の決済価格で計上される。これらの証券が活発に取引され、かつ評価調整が適用されない範囲において、公正価値の階層のレベル1に分類される。

ファンドの機能通貨以外の通貨（建て）で評価される投資有価証券は、価格設定サービスから入手した為替レート（直物相場と先物相場）を使用して、機能通貨に換算される。その結果、ファンドの受益証券の純資産価額は、機能通貨に対する通貨の価額変動の影響を受ける可能性がある。外国市場で取引されている証券、または機能通貨以外の通貨建ての証券の評価額は、トラストが営業を行っていない日に重大な影響を受ける可能性がある。外国市場の終値およびNYSEの終値間の市場変動を考慮するために、外国取引所でのみ取引される特定の証券に対して評価調整が適用される場合がある。これらの証券は、価格設定サービスにより、外国の証券の売買パターンと米国市場における投資証券に対する日中取引との相関関係を考慮して評価される。これらの評価調整が用いられる証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。優先証券および活発でない市場で取引されるか、または類似の金融商品を参照にして評価されるその他の持分証券もまた、公正価値の階層のレベル2に分類される。

エクイティ・リンク債は、直近の報告売買価格または評価日付のリンク先の参照エクイティの決済価格を参照して評価される。リンク先のエクイティの取引通貨を当該契約の決済通貨に転換するために、直近の報告価格に対して為替換算の調整が適用される。これらの投資有価証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

(ETF以外の) オープン・エンド型投資会社として登録されている企業に対する投資有価証券は、当該投資有価証券の純資産価額に基づいて評価され、公正価値の階層のレベル1に分類される。オープン・エンド型投資会社として登録されていない企業に対する投資有価証券は、その純資産価額が観測可能であり、日々計算され、かつ購入および売却が実施されるであろう価額である場合において、当該投資有価証券の純資産価額に基づいて計算され、公正価値の階層のレベル1であると考えられる。

為替予約契約およびオプション契約等の上場株式オプションならびに店頭金融デリバティブ商品の価額は、原資となる資産の価格、インデックス、参照レートおよびその他のインプットまたはこれらの要因の組合せにより生じる。当該契約は通常、相場報告システム、評価の確立したマーケット・メーカーまたは価格設定サービス（通常はNYSE終了時点で決定される。）により入手した見積りに基づき評価される。その商品と取引条件に応じて、金融デリバティブ商品は、シミュレーション価格設定モデルを含む一連の技法を用いて価格設定サービスにより評価される。かかる価格設定モデルには、見積価格、発行体に関する詳細、インデックス、買呼値/売呼値スプレッド、金利、インプライド・ボラティリティー、イールド・カーブ、配当および為替レート等、活発に見積られる市場における観測可能なインプットが用いられる。上述の類似の評価技法およびインプットを用いた金融デリバティブ商品は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

集中清算の対象となるスワップおよび店頭取引スワップは、原資となる資産の価格、インデックス、参照レートおよびその他のインプットまたはこれらの要因の組合せにより生じる。これらは、ブローカ

一・ディーラーの買呼値または価格設定サービス（通常はNYSE終了時点で決定される）により提供される市場ベースの価格を用いて評価される。集中清算の対象となるスワップおよび店頭取引スワップは、シミュレーション価格設定モデルを含む一連の技法を用いて価格設定サービスにより評価され得る。価格設定モデルには、翌日物金利スワップ（以下「OIS」という。）、ロンドン銀行間取引金利（以下「LIBOR」という。）先渡レート、金利、イールド・カーブおよびクレジット・スプレッド等、活発に見積られる市場からの観測可能なインプットが用いられることがある。これらの証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

公正価値におけるレベル3のトレーディング資産およびトレーディング負債

公正価値測定方法が管理会社により適用され、重大で観測不可能なインプットを使用する場合、投資有価証券は、管理会社またはその指示に従って行動する者により決定された公正価値により評価され、公正価値の階層のレベル3に分類される。公正価値の階層のレベル3に分類される組入資産および負債の公正価値の決定に用いられる評価技法および重大なインプットは、以下のとおりである。

委任による価格設定手続きは、確定利付証券の基準価格が設定され、次に、存続期間において比較可能とみなされる既定の証券（通常は国が発行する米国財務省証券またはソブリン債）の時価の変動の割合に応じて、当該価格に対して調整が行われる。基準価格は、ブローカー・ディーラーからの見積り、取引価格、または市況データの分析により得られる内部評価による。証券の基準価格は、市況データの入手可能性および評価委員会により承認された手続きに基づき、定期的のリセットされることがある。委任による価格設定手順（基準価格）の観測不可能なインプットにおける重大な変更は、証券の公正価値の直接的かつその割合に応じた変動につながる可能性がある。これらの証券は、公正価値の階層のレベル3に分類される。

第三者の評価ベンダーによる価格設定が入手できない場合、または公正価値の指標とみなされない場合、管理会社はブローカー・ディーラーよりブローカー見積りを直接入手するか、第三者ベンダーを介して入手する方法を選択することができる。公正価値がブローカー見積りによる単一の根拠に基づく場合、これらの証券は、公正価値の階層のレベル3に分類される。ブローカー見積りは、通常は既存の市場参加者により入手される。独自に入手した場合でも、管理会社は、市場相場の裏付けとなる原インプットに対して透明性を持つものではない。ブローカー見積りにおける重大な変更は、当該証券の公正価値の直接的かつその割合に応じた変動につながる可能性がある。

ディスカウント・キャッシュ・フロー評価は、将来の収益および費用に対する管理会社の期待、資本構造、証券の終価倍率、ならびに契約上および事実上のローン・ファクター、見積将来支払いおよび信用格付を含むその他の観測不可能なインプットに基づき、内部分析用に用いられる。こうしたモデルの観測不可能なインプットにおける重大な変更は、証券の公正価値の直接的かつその割合に応じた変動につながる可能性がある。これらの証券は、公正価値の階層のレベル3に分類される。

満期までの残存期間が60日以内の（コマーシャル・ペーパー等の）短期債務証券は、当該短期債務証券の償却原価の評価額が償却原価での評価を用いることなく決定された金融商品の公正価値とほぼ同額になる限りにおいて、償却原価で評価される。これらの証券は、基準価格のソースによって、公正価値の階層のレベル2または3に分類される。

4. 証券およびその他の投資有価証券

(a) 繰延受渡取引

特定のファンズは、繰延受渡ベースで証券の購入または売却を行うことができる。これらの取引は、

ファンドによる通常の決済時期を越える支払いおよび受渡しを行う確定価格または利回りでの証券の購入または売却の約定を伴う。繰延受渡による取引が未決済の場合、ファンドは、購入価格またはそれぞれの債務を満たす金額の流動資産を割当てるか、もしくは担保として受領する。繰延受渡による証券の購入を行う場合、ファンドは、価格ならびに利回り変動リスクを含む証券の保有にかかる権利およびリスクを負い、また、純資産価額の決定に際してかかる変動を考慮する。ファンドは、取引締結後に繰延受渡取引の処分または再契約を行うことができ、この結果として実現利益または損失が生じることがある。ファンドが繰延受渡ベースで証券を売却する場合、ファンドは当該証券に関する将来的な損益に参加しない。

(b) インフレ連動債券

特定のファンズは、インフレ連動債券に投資することができる。インフレ連動債券は、確定利付証券で、その元本価格はインフレ率に応じて定期的に調整される。これらの債券の利率は、一般的に発行時に通常の債券よりも低率に設定される。しかし、インフレ連動債券の存続期間において、利息はインフレ率調整後の元本価格に基づいて支払われる。インフレ連動債券の元本額の上昇または下落は、投資者が満期まで元本を受け取らないとしても、運用計算書に受取利息として含まれる。満期時における（インフレ率調整後の）原債券の元本の払戻しは、米国物価連動国債（US TIPS）の場合において保証される。類似の保証がなされない債券については、満期時に払戻される当該債券の調整後の元本価格は、額面価格より少なくなることがある。

(c) ローン・パーティシペーション、債権譲渡および組成

特定のファンズは、会社、政府またはその他の借主が貸主または貸付シンジケートに支払うべき金額に関する権利である直接債務証券に投資することができる。ファンドによるローンへの投資は、ローン・パーティシペーションの形態または第三者からのローンもしくはローンへの投資またはファンドによるローンの組成の全部もしくは一部の譲渡の形態をとることがある。ローンは、しばしば、すべての所持人の代理人を務める銀行またはその他の金融機関（以下「貸主」という。）により管理される。代理人は、ローン契約の規定により、ローンの条項を管理する。ファンドは、異なる条項および関連付随リスクを持つ可能性のあるローンの複数のシリーズまたはトランシェに投資することができる。ファンドが貸主から債権譲渡額を購入する場合、ファンドは、ローンの借主に対する直接的権利を取得する。これらのローンは、ブリッジ・ローンへの参加を含むことがある。ブリッジ・ローンとは、より恒久的な資金調達（債券発行、例えば、買収目的で頻繁に行われる高利回り債の発行）に代わる当座の手段として借主により用いられる、（通常1年未満の）短期のつなぎ融資のことである。

ファンドが投資する可能性があるかかるタイプのローンおよびローン関連投資有価証券には、とりわけ、シニア・ローン、（第二順位担保権付ローン、Bノートおよびメザニン・ローンを含む。）劣後債、ホール・ローン、商業用不動産およびその他の商業用ローンならびにストラクチャード・ローンが含まれる。ファンドは、ローンを組成するか、もしくはプライマリー市場での貸付および／または民間取引を通じてローンの利息を直接得ることができる。劣後債については、借主の支払不能の事由を含む、該当するローンの保有者に対する借主の債務に優先する多額の負債が存在することがある。メザニン・ローンは通常、モーゲージにおける利息というよりはむしろ、不動産を所有するモーゲージの借主における持分上の権利を担保にすることによって保証される。

ローンへの投資には、資金提供に対する契約上の義務である未履行ローン契約が含まれることがある。未履行ローン契約は、要求に応じて借主に対して追加の現金の提供をファンドに義務付けるリボルビング融資枠を含む。未履行ローン契約は、仮に契約額の一定割合が借主により利用されない場合において

も、全額が将来の義務を表す。ローン・パーティシペーションに投資する場合、ファンドは、ローン契約を販売する貸主からのみ、および貸主が借主から支払いを受け取った場合にのみファンドが受け取れる元本、利息および手数料の支払いを受ける権利を有する。ファンドは、ローンの原与信枠の引き出されていない部分に基づいてコミットメント・フィーを受領することができる。特定の状況下において、ファンドは借主によるローンの期限前返済に対してペナルティー手数料を受領することができる。受領されたまたは支払われた手数料は、運用計算書において、それぞれ受取利息または利息費用の構成要素として計上される。未履行ローン契約は、資産・負債計算書において負債として反映される。

(d) モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券

特定のファンズは、不動産にかかるローンへの参加権を直接もしくは間接的に表章するか、またはかかるローンによる担保が付されたモーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券に投資することができる。モーゲージ関連証券は、貯蓄機関、貸付機関、モーゲージバンカー、商業銀行およびその他により行われるモーゲージ・ローンを含む、住居用または商業用モーゲージ・ローンのプールにより組成される。かかる証券は、金利および元本の両方により構成される月毎の支払いを提供する。金利部分は、固定金利または変動金利によって決定される。対象モーゲージの期限前弁済比率は、モーゲージ関連証券の価格およびボラティリティに影響を及ぼす可能性があり、また購入時に予想された証券の実効デュレーションを短縮または延長させる可能性がある。特定のモーゲージ関連証券の適時の元本および金利の支払いについては、米国政府の十分な信用と信頼により保証されている。政府支援企業を含む非政府機関発行者により組成され、保証されるプール部分については、様々な形の民間保険または保証によってサポートされることがあるが、民間保険会社または保証人が保険規約または保証契約に基づいてその債務を履行するとの保証はない。商業用モーゲージ・ローンによる担保が付されたモーゲージ関連証券に対する投資の大半のリスクには、不動産市場についての地域経済およびその他の経済状況、賃借人のリース支払能力および賃借人を確保できる不動産の魅力等が反映される。これらの証券は、その他の種類のモーゲージ関連またはその他のアセット・バック証券と比較してより流動性が低く、価格の変動が大きい可能性がある。その他のアセット・バック証券は、自動車ローン、クレジット・カード債権および病院向け売掛金、ホーム・エクイティ・ローン、学生ローン、ボート・ローン、モバイル住宅ローン、レクリエーション用車両ローン、組立住宅ローン、航空機リース、コンピューター・リースならびにシンジケート銀行ローン等の売掛金を含むがそれらに限定されない、様々な種類の資産により組成される。ファンドは、株式または「最初の損失」のトランシェを含む、モーゲージ・バック証券またはアセット・バック証券の発行体の資本構成の任意のレベルにおいて投資することができる。

(e) モーゲージ担保債務証券

モーゲージ担保債務証券（以下「CMOs」という。）は、ホール・モーゲージ・ローンまたはプライベート・モーゲージ・ボンドによる担保が付された法的実体の債務証券であり、クラス毎に分類される。CMOsは、各クラスが異なった満期を有し、期限前弁済を含む異なった元本および金利の支払いスケジュールを有する、「トランシェ」と称される多様なクラスにより組成される。CMOsは、その他の種類のモーゲージ関連またはアセット・バック証券と比較してより流動性が低く、価格の変動が大きい可能性がある。

(f) ストリップト・モーゲージ・バック証券

ストリップト・モーゲージ・バック証券（以下「SMBS」という。）は、マルチ・クラスのモーゲージ金融デリバティブ証券である。SMBSは通常、モーゲージ・アセットのプールへの分配において、異なる割合の金利および元本を受領する2つのクラスにより組成される。SMBSには、すべての金利を受領する

クラス（金利限定もしくは「I0」クラス）と、すべての元本を受領するクラス（元本限定または「P0」クラス）がある。I0について受領された支払いは、運用計算書の受取利息に含まれる。I0の満期日には、元本が受領されないため、満期日まで毎月に当該証券の取得原価への調整がなされる。これらの調整は、運用計算書の受取利息に含まれる。P0について受領された支払いは、取得原価および一口当たり証券の減額として扱われる。

（g）債務担保証券

債務担保証券（以下「CDOs」という。）は、債権担保証券（以下「CBOs」という。）、ローン担保証券（以下「CLOs」という。）および同様の仕組みの証券を含む。CBOsおよびCLOsは、アセット・バック証券の種類である。CBOは、多様な高リスクのプールに担保された信託であり、投機的格付の確定利付証券である。CLOは、主としてローンのプールに担保された信託であり、投機的格付に含めうるローンもしくは同等の非格付ローンを含め、特に国内外のシニア（担保付き）・ローン、シニア（無担保）・ローンおよび劣後社債を含む。CDO投資におけるリスクは、概してファンドが投資する担保証券の種類およびCDOのクラスに依拠する。本報告書の他の部分およびファンドの英文目論見書で論じられている確定利付証券に付随する通常のリスク（例：期限前償還リスク、信用リスク、流動性リスク、市場リスク、構造リスク、リーガル・リスクおよび金利リスク（ストラクチャード・ファイナンスにかかる未払利息が金利の変動の倍数に基づき変動した場合またはその逆の場合、一層悪化することがある。））に加え、CBOs、CLOsおよびその他のCDOsは、（i）担保証券からの分配が、金利またはその他の支払いを行うのに十分でない可能性、（ii）担保の質が低下する可能性もしくは債務不履行に陥る可能性、（iii）ファンドが他のクラスに劣後するCBOs、CLOsまたはその他のCDOsに投資するリスク、および（iv）複雑な仕組みの証券が投資時に完全に理解されずに発行者との間で紛争になる可能性、または予期せぬ投資結果を招く可能性などを含むがそれらに限定されないリスクを伴う。

（h）現物払い証券

特定のファンズは、現物払い証券（以下「PIK」という。）に投資することができる。PIKは、発行者に対し、各利払日に現金または追加の債券により利息の支払を行うオプションを付与することができる。かかる追加の債務証券は、通常、原債券と同様の条件（満期日、利率および関連リスクを含む。）を有する。原債券の日々の市場相場は、経過利息を含み（以下「利込価格」という。）、資産・負債計算書における投資有価証券の未実現の増減から未収利息に比例した調整を要する。

（i）譲渡制限証券

特定のファンズは、転売について法律上または契約上の制限がある証券を保有することができる。かかる証券は、私募で売却することができるが、公衆に対して売却される前には登録またはかかる登録からの免除が要求されることがある。私募証券は、一般的に制限されていると考えられる。譲渡制限投資証券の処分は、時間のかかる交渉および費用を伴う可能性があり、容認可能な価格で迅速に売却することが難しい場合がある。2019年10月31日現在、ファンズが保有する譲渡制限投資証券は、該当する場合、投資有価証券明細表の注記で開示されている。

（j）仕組債

特定のファンズは、当事者間により交渉された債務証券である仕組債およびその他の関連商品に投資することがある。それらの元本および／または利息は、選定された証券、証券の指標または特定の利率、もしくは債券に反映される指標等の2つの資産または市場の運用実績の差異等のベンチマーク資産の運用実績、市場または利率（以下「エンベデッド・インデックス」という。）を参照に決定される。仕組債は、銀行を含む企業および政府系機関により発行されることがある。当該仕組債の条項は、通常、

仕組債が未決済の場合に、それらの元本および／または利息の支払いにエンベデッド・インデックスの変動が反映されるよう、上方または下方（ただし、通常はゼロを下回らない）に調整されることを条件とする。その結果、仕組債に対して行われるであろう利息および／または元本の支払いは、エンベデッド・インデックスのボラティリティーならびに元本および／または利息の支払いにかかるエンベデッド・インデックスの変動の影響を含む複数の要因により、大きく異なる可能性がある。

（k）米国政府機関証券または政府支援企業証券

特定のファンズは、米国政府機関または政府支援企業によって発行された証券に投資することができる。米国政府証券は、特定の場合においては米国政府、その機関または下部機構により保証される債務である。米国短期財務省証券、債券および連邦政府抵当金庫（以下「GNMA」または「ジニーメイ」という。）により保証された証券といったいくつかの米国政府証券は、米国政府の十分な信頼と信用により支えられており、連邦住宅貸付銀行などのその他については、米国財務省（以下「米国財務省」という。）から借入するという発行者の権利により支えられている。また、連邦抵当金庫（以下「FNMA」または「フアニーメイ」という。）等のその他については、当該機関の債務を購入する権限を持つ米国政府の裁量により支えられている。米国政府証券には、ゼロ・クーポン証券が含まれる。ゼロ・クーポン証券は、時価基準で利息を分配せず、類似の満期を持つ利息分配型よりも大きなリスクを伴う傾向がある。

政府関連保証人（すなわち、米国政府の十分な信頼と信用の裏付けのない保証人）には、FNMAおよび連邦住宅貸付抵当公社（以下「FHLMC」または「フレディマック」という。）が含まれる。FNMAは政府支援企業である。FNMAは、州および連邦政府によって認定された貯蓄貸付組合、相互貯蓄銀行、商業銀行、信用組合およびモーゲージバンカーを含む、承認された売り手／サービサーの一覧から、慣習的な（すなわち、いかなる政府機関によっても保証されない）住宅モーゲージを購入する。FNMAが発行するパス・スルー証券は、FNMAの適時の元金および利子の支払いについては保証されるが、米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。FHLMCは、パス・スルー証券である参加証書（以下「PCs」という。）を発行するが、これは住宅モーゲージのプールにある未分割の利息を表すものである。FHLMCは、適時の利子の支払いおよび元金の最終受取の保証はするが、PCsへの米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。

連邦住宅金融局の指揮の下、連邦抵当金庫（以下「FNMA」という。）および連邦住宅金融抵当金庫（以下「FHLMC」という。）は、FNMAとFHLMCの証券の特性を一致させるユニホーム・モーゲージ・バック証券（以下「単一証券イニシアティブ」という。）の発行に向けた共通の証券化プラットフォームを開発するための共同イニシアティブを締結した。単一証券イニシアティブは、2019年6月3日に実施されたが、モーゲージ・バック証券市場に及ぼし得る影響は不明である。

ファンズは、権利失効日前にポジションを手じまいし、後日付の権利失効日を有する事実上同一の原資産に関連して新たなポジションを開くことにより、原資産にかかるTBA証券等のポジションの権利失効や満期の延長を図るロール・タイミング戦略を用いることができる。売買されたTBA証券は、資産・負債計算書においてそれぞれ資産または負債として反映される。

（1）発行時取引

特定のファンズは、発行時取引ベースで証券の購入または売却を行うことができる。かかる証券の取引は、認可されていても市場で発行されていないため、条件付きで行われる。発行時取引ベースの証券売買取引は、通常の決済期間を超えた支払いおよび交付の実施を伴う、あらかじめ決められた価格または利回りでのファンズによる証券売買の約定である。ファンズは、当該証券の交付前に発行時取引証券の売却を行うことができ、この結果として実現利益または損失が生じることがある。

(m) 銀行債務

ファンドが投資することができる銀行債務には、譲渡性預金証書、銀行引受手形および定期預金が含まれる。譲渡性預金証書は、商業銀行に一定期間預託された資金に対して発行され、一定のリターンを得る譲渡性預金をいう。銀行引受手形は、銀行によって「引き受けられる」、事実上、銀行が満期時に手形の額面価格を支払うことに無条件に同意することを意味する、特定の商品の支払のために輸入者または輸出者が通常振り出す流通手形または為替手形をいう。定期預金は、確定金利が付され、確定満期日に支払われる銀行債務をいう。定期預金は、投資者の要求によって引き出すことができるが、市況および債務の残存満期によって異なる早期解約金を課されることがある。

(n) パフォーマンス・リンク債

特定のファンズは、クレディ・スイス・インターナショナル（以下「報酬代理人」という。）により発行されるパフォーマンス・リンク債に投資し、PIMCOバミューダ・インカム・ファンド（M）（以下「パフォーマンス・リンク債」という。）のパフォーマンスに連動するよう追求する。日本円の発行済みパフォーマンス・リンク債の場合、当該債券のパフォーマンスは、独自の算式を用いてクレディ・スイス・インターナショナルにより日本円に対してヘッジされる。注記9で詳述されるとおり、報酬代理人は特定の日本の販売会社に対するプレイスメント報酬の支払いのための資金を調達する。報酬代理人（注記9において定義されるとおり）報酬代理人契約に基づき特定のエクスポージャーをヘッジするために、PIMCOバミューダ・インカム・ファンドEの特定のクラスは、報酬代理人により特定される金額で随時パフォーマンス・リンク債に投資する見込みである。注記9で定義されるとおり、PIMCOバミューダ・インカム・ファンドEの受益証券の償還および条件付後払手数料（以下「CDSC」という。）で適用される料率の段階的な下落を含むがそれらに限定されない事象が起きた場合に、ファンドの投資ポートフォリオにおけるパフォーマンス・リンク債の評価額合計をファンドの各クラスに適用されるCDSCに0.20%を加えた料率にファンドの各クラスの純資産価額を乗じた金額以下に維持するために、ファンドにより保有されるパフォーマンス・リンク債が部分的に買戻される。パフォーマンス・リンク債は、日々評価される。これらの評価額は、PIMCOバミューダ・インカム・ファンド（M）の前日の純資産価額に基づく。また、日本円のパフォーマンス・リンク債に関しても、独自のヘッジの算式が適用される。ファンドは、報酬代理人を除き、報酬代理人の事前の書面による合意なしでパフォーマンス・リンク債を一切のその他の当事者に譲渡することができない。

5. 借入れおよびその他の資金調達取引

以下の開示は、英文目論見書に基づき許容される範囲における、ファンズの現金または証券の貸借能力にかかる情報を含むが、これらはファンズによる借入れまたは資金調達取引とみなされる。これらの商品の計上場所については、以下に表されるとおりである。借入れおよびその他の資金調達取引に関連する信用リスクおよび取引相手方リスクの詳細については、注記7「主要なリスク」を参照のこと。

(a) レポ契約

特定のファンズは、レポ契約を締結することができる。通常のレポ取引の条項に従い、ファンドは、約定価格で約定期日に売り主が買戻しを行う義務およびファンドが再販売を行う義務を条件として、対象債務（担保）を購入する。満期の定めのないレポ契約において、既定の買戻し日はなく、当該契約はファンドまたは相手方によりいつでも終了することができる。担保の時価は、利息を含む買戻義務の合計額と同額である必要がある。未払利息を含むレポ契約は、資産・負債計算書上に含まれる。受取利息は運用計算書において受取利息の構成要素として計上される。担保への需要の増加時には、ファンドは、

ファンドにとっての受取利息となる、担保受領に対する手数料を支払う場合がある。

(b) 逆レポ契約

特定のファンズは、逆レポ契約を締結することができる。逆レポ契約は、ファンドが相手方である金融機関に、現金と引換えに証券を交付し、約定価格で約定期日に同一またはほぼ同一の証券を買戻すとの契約である。満期の定めのない逆レポ契約において、既定の買戻し日はなく、当該契約はファンドまたは相手方によりいつでも終了することができる。ファンドは、該当する場合、契約期間中に相手方に交付された証券に対する元本および支払利息を受領する権利を有する。交付された証券と引換えに受領した現金に、ファンドから相手方に対して支払われる経過利息を加味した金額は、資産・負債計算書上に負債として反映される。ファンドから相手方に対して行われた支払利息は、運用計算書において、支払利息の構成要素として計上される。証券への需要の増加時には、ファンドは、ファンドにとっての受取利息となる、相手方による証券の使用に対する手数料を受領することがある。ファンドは、逆レポ契約に基づきその義務がカバーされている場合を除き、PIMCOによる現金化が決定している資産を分離保有する。

(c) 売却／買戻し取引

特定のファンズは、「売却／買戻し取引」と称される資金調達取引を締結することができる。売却／買戻し資金調達取引は、ファンドが相手方である金融機関に証券を売却し、同時に約定価格で約定期日に同一またはほぼ同一の証券を買戻すという契約により構成される。ファンドは、該当する場合、契約期間中に相手方に売却された証券に対する元本および支払利息を受領する権利を有していない。ファンドにより買戻される証券の約定受取額は、資産・負債計算書において負債として反映される。ファンドは、譲渡された証券の受領価格と約定買戻価格間との差異として表される純利益を認識する。これは一般に「価格下落」という。価格下落は、(i) 該当する場合、ファンドは当該証券が売却されなければ受領しなかったであろう既定金利とインフレ利益間との調整、および(ii) ファンドと相手方間との交渉による資金調達取引条件により生じる。既定金利とインフレ利益間との調整は、該当する場合、運用計算書において受取利息の構成要素として計上される。ファンドにより行われた交渉による資金調達取引条件に基づく支払利息は、運用計算書において支払利息の構成要素として計上される。証券への需要の増加時には、ファンドは、ファンドにとっての受取利息となる、相手方による証券の使用に対する手数料を受領することがある。ファンドは、売却／買戻し取引に基づきその義務がカバーされている場合を除き、PIMCOにより現金化が決定している資産を分離保有する。

(d) 空売り

特定のファンズは、空売り取引を締結することができる。空売りは、ファンドが保有していない証券を売却する取引である。ファンドは、(i) 類似証券におけるロング・ポジションの潜在的な減少を相殺するため、(ii) ファンドの柔軟性を高めるため、(iii) 投資のリターンのため、(iv) リスク・アービトラージ戦略の一部として、および(v) デリバティブ商品の使用を伴う全体的なポートフォリオ管理戦略の一部として、証券の空売りを行うことができる。ファンドが空売りに従事する場合、ファンドは空売りされた証券を借入れ、相手方に受け渡すことができる。ファンドは通常、証券を借入れるために手数料またはプレミアムを支払わなければならない。また、当該借入れの期間中、当該証券に対して発生した配当または利息を証券の貸主に支払う義務を負う。空売り取引において売却された証券および当該証券に対する配当または支払利息は(もしあれば)、資産・負債計算書の空売りにかかる未払金として反映される。空売りにより、当該証券またはその他の資産の価値が増大した場合に、ファンドはそのショート・ポジションを補てんすることを一度に要求されるリスクに晒され、その結果、ファンドは

損失を被る。ファンドがその組入証券を保有している場合、または追加費用なしで空売り証券もしくは空売り証券と同一の証券を取得する権利を有している場合、空売りは、「売りつなぎ」となる。ファンドは、「売りつなぎ」に該当しない空売りに従事する範囲において、さらなるリスクに晒される。ファンドがいかなる理由においてもそのショート・ポジションを手じまいすることが出来ない場合には、理論上は、ファンドの空売りにかかる損失は無制限となる。

(e) 与信枠

PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンド (M) は、受益者への買戻しに充当するための一時的な目的で、またはその他の短期流動性の目的で、三菱東京UFJ銀行 (以下「MUFG」という。) およびその他の商業銀行との間で1年未満 (364日) のシニア無担保リボルビング与信契約を締結した。MUFGは、銀行および当該契約の関連当事者であるその他の銀行のエージェントの両方の役割を果たす。PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンド (M) は、LIBORベースの変動金利に信用スプレッドを加味した金利に基づき、金融費用を支払う。ファンドはまた、コミットメント額の未使用部分にかかる年率0.275%の報酬を支払う。延長または更新しない限り、当該契約は2020年8月21日に失効する。PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンド (M) の最大利用可能契約額は、75,000,000米ドルに等しい。2019年8月23日以前は、ファンドの最大利用可能契約額は、99,000,000米ドルであった。PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンド (M) により支払われたコミットメント額、前払いおよび利息348,390米ドルは、運用計算書の支払利息に含まれている。

当期中、当該与信枠にかかる借入はなかった。

6. 金融デリバティブ商品

以下の開示は、ファンドによるデリバティブ商品の利用方法および利用事由および金融デリバティブ商品がファンドの財務状態、運用結果およびキャッシュ・フローにどのような影響を及ぼすかについての情報を含む。これらの金融商品の、資産・負債計算書上での計上場所および公正価値、運用計算書上での実現純損益および未実現損益の純変動 (それぞれ金融デリバティブ契約および関連リスク・エクスポージャーの一種として分類される。) は、投資有価証券明細表に対する注記の表に含まれる。期末日現在未決済の金融デリバティブ商品および投資有価証券明細表に対する注記で開示される当期中の金融デリバティブ商品にかかる実現純損益ならびに未実現損益の純変動は、ファンドの金融デリバティブ行為の金額に対する指針の役割を果たす。

(a) 為替予約契約

特定のファンズは、一部またはすべてのファンドの投資有価証券に関係する為替リスクをヘッジする目的で、予定されている証券の購入または売却の決済に関連して、もしくは、投資戦略の一環として、為替予約契約を締結することができる。為替予約契約は、二当事者間で将来において定められた価格で通貨の売買をする合意である。為替予約契約の時価は、為替予約契約レートの変化に伴い変動する。為替予約契約は日次で時価評価され、評価額の変動はファンドにより未実現利益または損失として記録される。契約締結時の評価額および契約終了時の評価額の差額に相当する実現利益または損失は、通貨の受渡時または受領時に記録される。これらの契約は、資産・負債計算書に反映されている未実現利益または損失を上回る市場リスクを伴う。さらに、ファンドは相手方が契約の条項の債務不履行に陥った場合、または、通貨の価格が機能通貨に対して不利に変動した場合に、リスクに晒される。かかるリスクを軽減するために、現金または証券は、原契約の条項に従って担保として交換することができる。

ヘッジクラスを有する特定のファンズはまた、ヘッジクラスの株式の機能通貨以外の通貨に対するエ

クスボージャーを有するヘッジクラスを残すために、ファンド・レベルでなされたヘッジの効果を相殺することを目的とし、為替予約契約を締結することができる。これらのクラスの特定の為替予約契約が成功するという保証はない。

(b) 先物契約

特定のファンズは、先物契約を締結することができる。先物契約は、証券またはその他の資産を将来の期日に定められた価格で売買する契約であり、証券取引所で取引される。ファンドは、証券市場または金利および通貨価格の変動にかかるリスク管理のため、先物契約を利用することができる。先物契約の利用に関連する主なリスクには、ファンドの保有証券の時価変動と先物契約の価格との間の不完全な相互関係および市場の非流動化の可能性が挙げられる。先物契約は値付けされている日々の決済価格に基づき評価される。先物契約の締結に際し、ファンドはブローカーまたは取引所の当初証拠金規定に従い、所定の金額の現金もしくは米国政府および政府機関の債務、または限定されたソブリン債を先物のブローカーに預けることが要求される。先物契約は日次で時価評価され、当該契約の価格の変動に基づき、評価額の変動への適切な未収金または未払金は、ファンドにより計上または回収されることがある（以下「先物変動証拠金」という。）。先物変動証拠金（もしあれば）は、資産・負債計算書において、集中清算の対象となる金融デリバティブ商品として開示される。利益または損失は、契約が満了または終了するまで、認識されても実現化されたとみなされない。先物契約は、多様な度合いにより、資産・負債計算書上の上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品に含まれる先物変動証拠金を上回る損失を被るリスクを負う。

(c) オプション契約

特定のファンズは、リターンを高めるため、もしくは既存のポジションまたは将来の投資をヘッジするために、オプションを売却または購入することができる。特定のファンズは、保有または投資を行う予定の証券および金融デリバティブ商品にかかるコールおよびプット・オプションを売却することができる。プット・オプションの売却は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを増加させる傾向にある。コール・オプションの売却は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを減少させる傾向にある。ファンドがコールまたはプットを売却する時に、受領プレミアムと同等の金額が計上され、その後、売りオプションの現在価値を反映するよう時価評価される。これらの金額は、資産・負債計算書に資産として含まれる。権利消滅する売りオプションからの受領プレミアムは、実現利益として処理される。行使または清算された売りオプションからの受領プレミアムは、手取金に追加されるか、もしくは、実現利益または損失の決定のため、原先物、スワップ、証券または為替取引に支払われた金額に対して相殺される。特定のオプションは将来の特定日に決定されるプレミアムと共に売却されうる。これらのオプションに対するプレミアムは特定の条件のインプライド・ボラティリティー・パラメーターに基づく。オプションの売り主としてのファンドは、原投資対象が売却（コール）または購入（プット）されるかどうかについて、決定権を有しておらず、この結果、売りオプションの原投資対象の価格が不利に変動する市場リスクを負う。市場の非流動化により、ファンドが買戻取引の締結を行えないリスクがある。

特定のファンズは、プットおよびコール・オプションを購入することができる。コール・オプションの購入は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを増加させる傾向にある。プット・オプションの購入は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを減少させる傾向にある。ファンドが支払うプレミアムは、資産として資産・負債計算書に含まれ、その後オプションの現在価値を反映するよう時価評価される。失効した購入オプションへの支払プレミアムは、実現損失として扱われる。特定のオプションは将来の特定日に決定されるプレミアムと共に購入されうる。これらのオプションに対するプレミアムは特定の

条件のインプライド・ボラティリティー・パラメーターに基づく。購入プットおよびコール・オプションに関連したリスクは、支払プレミアムに限定される。行使または清算された購入オプションへの支払プレミアムは、支払金額に追加されるか、または、実現利益もしくは損失の決定のため、原投資取引を実施する際に、同取引にかかる受取金額に対して相殺される。

クレジット・デフォルト・スワップション

特定のファンズは、投資有価証券の信用リスクに対するエクスポージャーをヘッジするために、原投資対象の債務を負担することなくクレジット・デフォルト・スワップション契約を売却または購入することができる。クレジット・デフォルト・スワップションとは、将来の特定日にあらかじめ決められたスワップ契約を締結することにより、特定の参照先に対する信用保証を売買するオプションのことである。

外国通貨にかかるオプション

特定のファンズは、外国為替レートの変動の可能性もしくは外国通貨に対するエクスポージャーの増大に備えて、ショート・ヘッジまたはロング・ヘッジとして用いられる外国通貨にかかるオプションを売却または購入することができる。

インフレーション・キャップ・オプション

特定のファンズは、リターンまたはヘッジ機会を高めるためにインフレーション・キャップ・オプションを売却または購入することができる。インフレーション・キャップ・オプションの購入の目的は、所定の名目元本のエクスポージャーについて一定の割合を超えたインフレによる減損からファンドを保護することである。インフレーション・フロアーは、インフレ関連商品にかかる投資に関して、そのダウンサイド・リスクから保護するために使用することができる。

金利スワップション

特定のファンズは、将来の特定日にあらかじめ決められたスワップ契約を締結、または既存のスワップ契約を短縮、延長、キャンセルもしくは修正するオプションである、金利スワップションを売却または購入することができる。買い手が権利を行使した場合、スワップションの売り主は当該スワップの相手方となる。金利スワップション契約は、権利行使時に、当該スワップションの買い手が固定金利受取人であるか固定金利支払人であるかについて特定するものである。

上場先物契約にかかるオプション

特定のファンズは、投機目的における既存のポジションもしくは将来の投資をヘッジするため、または市場の変動に対するエクスポージャーを管理するために、上場先物契約にかかるオプション（以下「先物オプション」という。）を売却または購入することができる。先物オプションとは、原資産が単一の先物契約であるオプション契約のことである。

証券にかかるオプション

特定のファンズは、リターンを高めるためまたは既存のポジションもしくは将来の投資をヘッジするために、証券にかかるオプションを売却または購入することができる。オプションは、オプション契約についての対象証券として、特定の証券を使用する。

（d）スワップ契約

特定のファンズは、スワップ契約に投資することができる。スワップ契約は、指定された将来期間において投資キャッシュ・フロー、資産、外貨または市場連動収益の交換または取換えを行うファンドと相手方との間の相互の交渉による合意である。スワップ契約は、店頭取引（OTC）市場において当事者間により交渉されるか、もしくはセントラル・カウンターパーティーまたはデリバティブ清算機関とし

て知られる第三者を通じて決済されることがある（以下「集中清算の対象となるスワップ」という。）。

ファンドは、信用、通貨、金利、商品、株式およびインフレ・リスク管理のため、資産、クレジット・デフォルト、クロス・カレンシー、金利、トータル・リターン、バリエーションおよびその他の種類のスワップ契約を締結することができる。これらの契約に関連し、証券または現金は、資産価値を提供する目的で、それぞれのスワップ契約の条項に従って担保または証拠金として認識され、債務不履行または破産／倒産に陥った場合には求償することができる。

集中清算の対象となるスワップは、原契約により決定される評価に基づくか、セントラル・カウンターパーティーまたはデリバティブ清算機関の要件に従い、日次で時価評価される。時価の変動は、該当する場合、運用計算書において、未実現損益の純変動額の構成要素として計上される。集中清算の対象となるスワップの評価額の日々の変動（以下「スワップ変動証拠金」という。）は、該当する場合、資産・負債計算書において、集中清算の対象となる金融デリバティブ商品として開示される。計算期間の開始時に受領または支払いがなされた店頭取引スワップにかかる支払金は、当該項目として資産・負債計算書に含まれ、スワップ契約に記載される条項と現在の市況（クレジット・スプレッド、為替レート、金利およびその他の関連要因）間の差異を補填するために、スワップ契約締結時に受領または履行された支払プレミアムを表す。受領された（支払われた）前払プレミアムは、当初は負債（資産）として計上され、その後、スワップの現在価値を反映するよう時価評価される。これらの前払プレミアムは、スワップの終了時または満期時に、運用計算書において実現利益または損失として計上される。スワップの終了時に受領または履行された清算支払金は、実現利益または損失として運用計算書に計上される。ファンドにより受領されるまたは支払われる定期的な支払金の純額は運用計算書の実現利益または損失の一部に含まれる。

ファンドの特定の投資方針および制限を適用する目的で、スワップ契約は、その他のデリバティブ商品と同様に、ファンドにより時価、想定元本またはエクスポージャー額全体で評価されることがある。クレジット・デフォルト・スワップについては、特定のファンドの投資方針および制限を適用するにあたり、ファンドはクレジット・デフォルト・スワップをその想定元本またはそのエクスポージャー全体の評価額（例：該当する契約の想定元本の和に時価を加えたもの）で評価するが、特定のファンドのその他の投資方針および制限を適用する目的で、クレジット・デフォルト・スワップを時価で評価することがある。例えば、ファンドの信用度に関する指針（もしあれば）の目的上、ファンドはクレジット・デフォルト・スワップをエクスポージャー全体の評価額で評価することがあるが、それは当該評価がクレジット・デフォルト・スワップ契約期間中のファンドの実際の経済エクスポージャーをより良く反映しているとの理由による。その結果、ファンドは時に、規定の上限またはファンドの英文目論見書に記載される制限を上回るかもしくは下回る、（相殺前の）資産クラスに対する名目上のエクスポージャーを有することがある。これに関連して、想定元本および時価の両方は、クレジット・デフォルト・スワップを通じてファンドがプロテクションを売却しているか購入しているかによって、プラスにもマイナスにもなり得る。投資方針および制限を適用する目的のための、ファンドによる特定の証券またはその他の金融商品の評価方法は、その他のタイプの投資者による当該投資有価証券の評価方法とは異なることがある。スワップ契約の締結は、多様な度合いにより、資産・負債計算書で認識される金額を上回る金利、信用、市場および文書化リスクの要素を伴う。かかるリスクは、これらの契約に対して流動性のある市場が存在しない可能性、契約の相手方がその債務の不履行に陥るかまたは契約の条項の解釈において同意しない可能性および金利または当該スワップの対象資産の価値が不利に変動する可能性を伴う。

ファンドの、相手方の信用リスクによる損失リスクの最大額は、当該額がプラスの範囲において、契約の残存期間にわたって相手方から受領するキャッシュ・フローの割引純額である。かかるリスクは、ファンドと相手方で基本相殺契約を締結すること、および、ファンドの相手方に対するエクスポージャーを補うため、ファンドに担保を提供することにより、軽減されることがある。

既存のスワップ契約に基づき、ファンドが単一の相手方に負っているまたは単一の相手方から受領することになっている正味金額を制限する方針の範囲内で、当該制限は店頭取引スワップの相手方へのみ適用され、相手方がセントラル・カウンターパーティーまたはデリバティブ清算機関である集中清算の対象となるスワップには適用されない。

クレジット・デフォルト・スワップ契約

特定のファンズは、発行者による債務不履行に対する保護手段の提供（即ち、参照債務に対してファンドが保有するもしくは晒されるリスクの軽減）、または、特定の発行者による債務不履行の可能性に対するアクティブ・ロングもしくはショート・ポジションの獲得のため、社債、ローン、ソブリン債、米国地方債または米国財務省証券に対するクレジット・デフォルト・スワップを締結することができる。クレジット・デフォルト・スワップ契約は、スワップ契約に規定されるとおり、特定の信用事由の対象となる参照銘柄、債務もしくは指数に関する事象が存在する場合に、特定のリターンを受領する権利を引換えに一方の当事者（以下「プロテクションの買い手」という。）による他方の当事者（以下「プロテクションの売り手」という。）に対する一連の支払いの実行を伴う。クレジット・デフォルト・スワップ契約のプロテクションの売り手として、ファンドは、通常、信用事由が存在しない場合に、スワップの期間を通じて確定比率の収益をプロテクションの買い手から受け取る。ファンドは、売り手として、そのポートフォリオに実質的にレバレッジを加えることになるが、これは、ファンドが、その純資産総額に加え、スワップ想定額についても投資リスクを負うことになるためである。

ファンドがプロテクションの売り手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起った場合、ファンドは（i）スワップの想定元本に等しい金額をプロテクションの買い手に対し支払い、参照債務、その他の受渡可能債務または参照銘柄指数を構成する原証券を受領するか、または（ii）想定元本額から参照債務または参照銘柄指数を構成する原証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは証券の形態で支払う。ファンドがプロテクションの買い手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起った場合、ファンドは（i）スワップの想定元本に等しい金額をプロテクションの売り手から受領し、参照債務、その他の受渡可能債務または参照銘柄指数を構成する原証券を交付するか、または（ii）想定元本額から参照債務または参照銘柄指数を構成する原証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは証券の形態で受領する。回復額は、信用事由が発生するまで、業界基準となる回復率または当該銘柄の特別な要因のいずれかを考慮し、マーケット・メーカーにより見積られる。信用事由が発生した場合、回復額は入札によって迅速に決定されるが、それにより特定の評価方法に加え、認可された限られた人数のブローカーによる入札が、決済額を計算する際に使用される。他の債務による受渡能力は、（信用事由発生後にプロテクションの買い手が最も安価な受渡可能債務を選択する権利である）最割安受渡方法の結果となることがある。

クレジット指数にかかるクレジット・デフォルト・スワップ契約は、評価損、元本の不足、金利の不足、クレジット指数を構成する参照銘柄のすべてまたは一部に債務不履行が生じた場合、特定のリターンを受領する権利を引換条件として、一方の当事者による他方の当事者に対する一連の支払いの実行を伴う。クレジット指数は、クレジット市場全体の一部分を代表することを目的としたバスケット方式のクレジット商品またはエクスポージャーである。これらの指数は、ディーラーの調査により、セクター

指数をベースにしたクレジット・デフォルト・スワップにおいて最も流動性が高い銘柄であると判断された参照クレジットによって構成される。指数の構成は、投資適格証券、高利回り証券、アセット・バック証券、エマージング市場、および／あるいは各セクター内の様々な信用格付を含むが、それらに限定されない。クレジット指数は、固定スプレッドおよび標準満期日を含む、統一された条件とともにクレジット・デフォルト・スワップを使用して取引される。クレジット・デフォルト・スワップ指数は、指数内にあるすべての銘柄を参照にし、債務不履行が生じた場合、指数にある当該銘柄のウェイトに基づき、信用事由が解決される。指数の構成は、通常6か月毎に定期的に変更され、ほとんどの指数にとって、各銘柄は指数において同等のウェイトを持つ。ファンドは、クレジット・デフォルト・スワップ、または債券のポートフォリオに対するヘッジのために、多くのクレジット・デフォルト・スワップを購入するよりは安価で同等の効果を得ることができる、クレジット指数にかかるクレジット・デフォルト・スワップ契約を利用することができる。クレジット指数にかかるクレジット・デフォルト・スワップは、債券を保有する投資家を債務不履行から保護するための、および、トレーダーが信用の質の変動を推測する際の商品である。

絶対値で表され、期末時点の社債、ローン、ソブリン債、米国地方債または米国財務省証券に対するクレジット・デフォルト・スワップ契約の時価の決定に使用されるインプライド・クレジット・スプレッド（もしあれば）は、投資有価証券明細表の注記として開示される。これらは、支払い／パフォーマンス・リスクの現状を知る上での指標の役割を果たし、参照債務の債務不履行の度合いまたはリスクを表す。特定の参照銘柄のインプライド・クレジット・スプレッドは、プロテクションの購入／売却費用を反映し、契約締結時に要求される前払金を含むことがある。クレジット・スプレッドの拡大は、参照銘柄のクレジットの健全性の悪化、および契約の条項で定義されたように債務不履行もしくはその他の信用事由が発生する度合いまたはリスクの増大を表す。アセット・バック証券に対するクレジット・デフォルト・スワップ契約およびクレジット指数にかかるクレジット・デフォルト・スワップ契約によって、取引相場価格および最終額は、支払い／パフォーマンス・リスクの現状を知る上での指標の役割を果たす。スワップの想定元本額と比較した場合の絶対値での時価の上昇は、参照銘柄のクレジットの健全性の悪化、および契約の条項で定義されたように債務不履行もしくはその他の信用事由が発生する度合いまたはリスクの増大を表す。

プロテクションの売り手としてのファンドが、クレジット・デフォルト・スワップ契約に基づいて支払いを行うように要求されることがある将来支払金（割引前）の最大見込額は、契約の想定元本額に等しい。ファンドをプロテクションの売り手とする期末現在において未決済の個々のクレジット・デフォルト・スワップ契約の想定元本額は、投資有価証券明細表の注記として開示される。これらの見込額は、各参照債務の回復額、契約締結時に受領した前払金または同じ一つもしくは複数の参照銘柄に対してファンドによって締結されたクレジット・デフォルト・スワップのプロテクション購入決済により受領した純額によって部分的に相殺されることがある。

金利スワップ契約

特定のファンドは、その投資目的を追求する通常の業務の過程で、金利リスクに晒される。ファンドが保有する固定利率債の価値は、金利上昇の局面において下落する可能性がある。かかるリスクをヘッジし、実勢の市場金利での収益を確保する能力を維持するため、ファンドは金利スワップ契約を締結することができる。金利スワップ契約は、想定元本に関連したファンドによる他の当事者との利息の支払いまたは受領にかかるそれぞれの約定の交換を伴う。特定の種類の金利スワップ契約は以下の事項を含む。すなわち（i）金利キャップ（この特約では、プレミアムを対価として、一方当事者が相手方に、

金利が特定レート、あるいはキャップを超える場合に支払いを合意する。）、（ii）金利フロアー（この特約では、プレミアムを対価として、一方当事者が相手方に、金利が特定レート、あるいはフロアー、を下回る場合に支払いを合意する。）、（iii）金利カラー（この特約では、ファンドを、所定の最低値あるいは最高値レベルを超える金利の変動から保護するため、一方当事者がキャップを売却しフロアーを購入する、またその逆の取引を行う。）、（iv）コーラブル金利スワップ（この特約では、買い手が、すべてのスワップ取引を満了日までの所定の日時までゼロ・コストで早期終了できる権利を考慮し前払報酬を支払う。）、（v）スプレッド・ロック（この特約では、金利スワップ使用者に対して、金利スワップ・レートと特定のベンチマーク間のフォワードの差異（またはスプレッド）を固定することを認めている。）、または（vi）ベシス・スワップ（この特約では、二当事者間で、異なるセグメントの短期金融市場に基づく変動金利を交換することができる。）。

トータル・リターン・スワップ契約

特定のファンズは、原参照商品に対するエクスポージャーを増大または軽減させるためにトータル・リターン・スワップ契約を締結することができる。トータル・リターン・スワップ契約は、一または複数のキャッシュ・フローが原参照資産の価格および固定金利または変動金利に基づき交換されるよう約定する。トータル・リターン・スワップ契約は、市場連動リターンと引換えに利息を支払うよう約定する。一方の相手方が特定の原参照資産のトータル・リターンを支払うが、これには単一の証券、証券のバスケットまたはインデックスが含まれることがあり、引換えに固定金利または変動金利を受領する。満期日において、トータル・リターンが原参照資産から資金調達利率（もしあれば）を控除したリターンと等しくなる場合、純キャッシュ・フローが交換される。受取人として、ファンドはプラスのトータル・リターンに基づく支払いを受領し、マイナスのトータル・リターンとなる場合には支払義務を負う。支払人として、ファンドはプラスのトータル・リターンにかかる支払義務を負い、マイナスのトータル・リターンとなる場合には支払いを受領する。

7. 主要なリスク

通常の業務の過程で、ファンズ（または被取得ファンズ、適用ある場合）は、市場の変化（市場リスク）または取引の相手方の債務不履行あるいは不能（信用リスクおよび取引相手方リスク）等による潜在的な損失リスクを有する金融商品の売買および金融取引の締結を行う。選定された主要なリスクの詳細については、下記を参照のこと。

ファンド・オブ・ファンズ

特定のファンズが実質的にそれぞれのすべての資産を被取得ファンドに投資する範囲において、これらのファンズへの投資に付随するリスクは、被取得ファンドが保有する証券およびその他の投資有価証券に付随するリスクと密接に関連している。ファンズがそれぞれの投資目的を達成する能力は、被取得ファンドがそれぞれの投資目的を達成する能力に左右されることがある。被取得ファンドが投資目的を達成するとの保証はない。取得ファンドの純資産価額は、取得ファンドが投資する被取得ファンドのそれぞれの純資産価額の変動に対応して変動する。

通常の業務の過程で、被取得ファンドは、市場の変化（市場リスク）または取引の相手方の不履行あるいは不能（信用リスクおよび取引相手方リスク）による潜在的な損失リスクを有する金融商品の売買および金融取引の締結を行う。

パフォーマンス・リンク債

PIMCOバミューダ・インカム・ファンドEの各B-J 1605（日本円）、B-J 1605（米ドル）、B-J 1609（日

本円)、B-J 1609 (米ドル)、B-J 1612 (日本円)、B-J 1612 (米ドル) クラスがパフォーマンス・リンク債に投資を行う範囲において、それらはその他の投資機会より優先するが、それにより当該クラスのパフォーマンスに悪影響が及ぶことがある。加えて、当該パフォーマンス・リンク債は、クレディ・スイス・インターナショナルの無担保債券であるため、当該クラスはクレディ・スイス・インターナショナルの信用リスクに晒される。さらに、当該パフォーマンス・リンク債は、債務不履行、信用格付の格下げ、またはクレディ・スイス・インターナショナルの支払い能力の悪化の際に、悪影響を受ける。

市場リスク
ファンドによる、金融デリバティブ商品およびその他の金融商品に対する投資によって、ファンドは金利リスク、(非米国の) 外国通貨リスク、株式および商品に対するリスクを含むがそれらに限定されない様々なリスクに晒される。

金利リスクは、金利の上昇により確定利付証券およびファンドが保有するその他の商品の価値が減少する可能性があるリスクである。名目金利が上昇する局面においては、ファンドにより保有される特定の確定利付証券の価値が減少する公算が大きい。名目金利は、実質金利および期待インフレ率の和として表される。金利変動は突然かつ予測不可能なことがあり、ファンドの経営陣がこれらの変動を予測できない場合にファンドは損失を被ることがある。ファンドは、金利変動に対してヘッジを行うことが出来ない、または経費もしくはその他の理由によりヘッジを行わないことがある。さらに、いかなるヘッジも意図したとおりの効果を得られないことがある。

デュレーションは、いくつかある特徴の中で特に、証券の利回り、クーポン、最終満期およびコールの特性を組み込んだ金利の変動に対する証券価格の感応度を決定するために用いられる基準である。コンバクシティとは、金利の変動に対応したデュレーションの変動割合を測定する証券またはファンドの金利感応度を知るために用いられる、追加的な測定法である。満期までの年限が長い確定利付証券は通常、デュレーションの短い証券と比較してよりボラティリティーが高く、金利変動の影響をより受けやすい傾向がある。多岐にわたる要因(例: 中央銀行による金融政策、インフレ率、景気全般等)により、金利は上昇し得る。現在の経済状況において、金利はほぼ歴史的な低水準にある。とりわけ、FRBの量的金融緩和政策の終了以来金利上昇局面に入り、上昇傾向が続くと見込まれることから、ファンズは現在金利リスクの高まりに直面している。FRBが利上げを継続する範囲において、金融システム全体の金利が上昇するリスクがある。さらに、債券市場が過去30年にわたり堅調に成長を続けている一方で、ディーラーによる「マーケット・メイキング(値付け)」の能力は、足並みが揃っておらず、時に低下している。強固で活発な市場を創造する上で仲介業者による「マーケット・メイキング」が重要であることを鑑みて、現在、確定利付債のボラティリティーおよび流動性リスクの増大に直面している。集学的および/または個別的なこれらのすべての要因により、ファンドの評価額が損なわれる可能性がある。ファンドの評価額の大半が損なわれた場合、ファンドは受益者による買戻しの増加に直面し、それによりファンドが投資有価証券を不利なタイミングまたは価格で償還せざるを得なくなり、その結果、ファンドに悪影響が及ぶことがあり得る。また、大口の受益者が大量の受益証券を購入または買戻しを行った場合に、ファンドは悪影響を受ける可能性があるが、それはいつでも起こり得ることであり、大量の買戻し請求と同様の影響がファンドに及ぶ可能性がある。大口の受益者取引により、ファンドの流動性および純資産価額に悪影響が及ぶことがあり得る。当該取引はまた、ファンドの取引費用を増加させるか、またはファンドのパフォーマンスが意図していたものと異なってしまう可能性がある。さらに、ファンドは、その他の受益者が、大口の受益者の選択に基づいて投資決定を行うリスクに晒されている。

ファンドは、イギリスの発行体に対し相当なエクスポージャーを有している可能性がある。イギリス

の欧州連合（EU）離脱の決定は、ファンドのリターンに影響を及ぼすことがある。この決定は、外国為替市場の大幅な変動を引き起こし、英ポンドの為替レートの下落を招き、その結果、市場の不確実性が長引き、他のEU加盟国および／またはユーロ圏の一部またはすべてが不安定になる可能性がある。

当レポートにおける（非米国の）外国証券は、設立国の保有高ごとに分類される。特定の状況下において、証券の設立国は、経済エクスポージャーの国と異なることがある。

ファンドが（非米国の）外国通貨に直接投資する場合、外貨取引を行い（非米国の）外国通貨により収益を得ている証券に投資する場合、または（非米国の）外国通貨リスクに晒される金融デリバティブ商品に投資する場合、これらの通貨はファンドの基準通貨に対して価値減少リスクの対象となり、ヘッジ・ポジションの場合においては、ファンドの基準通貨がヘッジ通貨に対して価値減少リスクの対象となる。米国外における為替相場は、金利変動、米政府、外国政府、各中央銀行または国際通貨基金といった国際機関による市場への介入（または市場への介入の失敗）、通貨管理の発動またはその他の米国内または米国外における政治的発展を含む複数の理由により、短期間で大幅に変動する可能性がある。その結果、ファンドの外貨建債券への投資によってリターンが減少することがある。

普通株式ならびに優先証券、または先物およびオプションといった株式関連投資有価証券等の持分証券の時価は、歴史的に定期的なサイクルで増減してきたが、実体経済あるいは実体のない経済動向の悪化、企業業績全般の見直し修正、金利、為替相場の変動、または投資家心理の悪化といった、特定企業に特段関係しない市況全般によって減少することがある。これらはまた、人手不足、生産コストの上昇、産業内における競争条件といった、特定の産業に影響を及ぼす要因によっても減少することがある。異なるタイプの持分証券は、これらの展開に対して異なる反応を示すことがある。持分証券および株式関連投資有価証券は、一般的に確定利付証券よりも市場価格に対するボラティリティが高い。

ファンズは、何らかの形でロンドン銀行間取引金利（以下「LIBOR」という。）に基づいている一定の金融商品に投資することができる。LIBORとは、ICEベンチマーク・アドミニストレーションにより決定される、銀行同士が短期資金を調達するために相互に請求する平均的な金利のことである。LIBORを規制するイギリスの金融行為規制機構は、2021年末までにLIBORの利用を段階的に廃止するプランを発表している。LIBORの将来的な利用および代替金利の性質はなお先行きが不透明であり、LIBORからの移行がファンドまたはファンドが投資する一定の商品に及ぼし得る潜在的影響は不明である。

信用リスクおよび取引相手方リスク

ファンドは、取引を行う相手方に対する信用リスクに晒され、また、決済時の債務不履行に対するリスクを負担する。ファンドは、適用ある場合、高く評価され、信頼に値する取引所において多数の顧客および相手方との取引を行うことにより、信用リスクの集中を最小限に抑える。店頭取引デリバティブ取引は、集中清算の対象となるデリバティブ取引に提供されるプロテクションの多くが店頭取引デリバティブ取引を利用できない可能性があるため、当該取引の相手方が他方の相手方に対して契約義務を履行できないリスクの対象となる。取引所またはセントラル・カウンターパーティーを通じて取引されるデリバティブについて、信用リスクは、店頭取引デリバティブ取引の相手方というよりはむしろ、ファンドの清算ブローカーまたは清算機関自体の信用力に属する。ファンドのデリバティブおよび関連商品の利用に関連する規制の変更は、デリバティブに投資するファンドの能力を潜在的に制限するか、またはファンドの能力に影響を及ぼし、デリバティブを利用する特定の戦略を採用するためのファンドの能力を制限し、および／またはデリバティブおよびファンドの評価もしくはパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性がある。確定利付証券の発行体もしくは保証人または金融デリバティブ商品契約、レボ契約または組入証券の貸付けの相手方が適時に元本および／または利息の支払い、またその他義務を履行で

きない（または履行しようとしなない）場合、ファンドは損害を被る可能性がある。証券および金融デリバティブ商品は、信用リスクの程度（信用格付に反映されることがある。）の変更による影響を受ける。

信用リスクと同様に、ファンドは取引相手方リスク、またはファンドと未決済取引をしている機関あるいは他の企業が不履行に陥るリスクに晒されることがある。管理会社として、PIMCOは、様々な方法でファンドに対する取引相手方リスクを最小限に抑える。新たな相手方との取引を締結する前に、PIMCOの取引相手方リスク委員会は、当該相手方に対する信用審査を広範囲に実行し、当該相手方の利用を承認する必要がある。さらに、原契約の条項に従って、ファンドへの未払金が所定の限度額を超える範囲において、当該相手方はファンドに対して、ファンドへの未払額に等しい価値を有する担保を、現金もしくは証券の形で差出すものとする。ファンドは、かかる担保を証券またはその他の金融商品に投資することができ、通常は受領した担保への利子を相手方に対して支払う。ファンドへの未払額が後に減少した場合、ファンドは以前に相手方から差出された担保のすべてまたは一部を、相手方に対して返済しなければならない。しかし、取引相手方リスクを最小限に抑えるというPIMCOの試みは、不成功に終わる可能性がある。

上場証券のすべての取引は、承認された相手方を利用して、引渡し時に決済／支払いがなされる。売却証券の引渡しはファンドが支払いを受領した後のみになされることから、債務不履行に陥るリスクの可能性は少ないと考えられる。支払いは、証券が相手方により引渡された時点で、購入に対してなされる。当事者のいずれかがその債務の履行を怠った場合、取引は不履行となる。

8. マスター相殺契約

ファンズは、選定された相手方との様々な相殺条項（以下「マスター契約」という。）の対象となることがある。マスター契約は、特定の取引条件を管理し、かつ、信用保護機構を特定し法的安定性を向上させるために標準化を規定することにより、関連取引に付随する取引相手方リスクを減少させることを意図している。各種マスター契約は、一定の異なる種類の取引を規律する。異なる種類の取引は、特定の組織である別々の法人組織または関係会社から取引されることがあり、その結果、単一の相手方に対して複数の契約が必要となることがある。マスター契約は、異なる資産の種類に運用に特有のものであるが、ファンドは、相手方との一つのマスター契約に基づいて規律されるすべての取引に関し、債務不履行の際に相手方とのエクスポージャー全体を一括で相殺することが可能となる。財務報告目的のために、デリバティブ資産および負債は通常、資産・負債計算書において総額ベースで計上されるが、それにより、正味金額前のリスクおよびエクスポージャーがすべて反映される。

マスター契約はまた、所定のエクスポージャーレベルでの担保供与の取決めについて明記することにより、取引相手方リスクを制限することを可能にする。マスター契約に基づき、所定の口座における相手方との関連マスター契約により規律される、（すでに実施されている既存の担保を除いた）特定の取引に対するエクスポージャー純額合計が、特定の限度額（相手方やマスター契約の種類によって、通常ゼロから250,000米ドルの範囲に及ぶ）を超えた場合、担保は定期的に振り替えられる。米国短期財務省証券や米ドルの現金が一般的に好ましい担保の形態とされるが、適用されるマスター契約に規定される条項により、その他の証券が使用されることもある。担保として差入れられる証券および現金は、資産・負債計算書において投資有価証券、時価（証券）または相手方への預託金のいずれかの構成要素として、資産に反映される。担保として受領した現金は、通常は分別口座には預け入れられないため、資産・負債計算書において相手方からの預託金として負債に反映される。担保として受領した一切の証券の時価は、純資産価額の構成要素として反映されない。ファンドの取引相手方リスクに対する全体的な

エクスポージャーは、関連マスター契約の対象となる各取引による影響を受けるため、短期間で大幅に変動する可能性がある。

マスター・レポ契約およびグローバル・マスター・レポ契約（以下、個別的に、また、総称して「マスター・レポ契約」という。）は、ファンズと選定された相手方間とのレポ契約、逆レポ契約および売却／買戻し取引を管理する。マスター・レポ契約は、とりわけ、取引開始、収益支払、債務不履行および担保の維持に対する規定を保持する。期末現在のマスター・レポ契約に基づく取引の時価、差出された担保または受領された担保および相手方によるエクスポージャー純額は、投資有価証券明細表の注記において開示されている。

マスター証券フォワード取引契約（以下「マスター・フォワード契約」という。）は、ファンズと選定された相手方とのTBA証券、繰延受渡取引または売却／買戻し資金調達取引等の、特定の先渡取引について規律する。マスター・フォワード契約は、とりわけ取引開始および確認、支払いおよび譲渡、債務不履行、終了事由ならびに担保の維持に関する規定を定める。期末現在の先渡取引の時価、差出された担保または受領された担保および相手方によるエクスポージャー純額は、投資有価証券明細表の注記において開示されている。

顧客口座約定書および関連補遺は、先物、先物にかかるオプションおよび清算店頭取引デリバティブ等の清算デリバティブ取引を規律する。当該取引は、各関連清算機関により決定された当初証拠金を計上し、商品先物取引委員会（以下「CFTC」という。）に登録された先物取引業者（以下「FCM」という。）の口座に分離保有することが求められる。米国においては、FCMの債権者が、分別口座内のファンド資産に対する請求権を有していないため、取引相手方リスクは軽減されることがある。FCMの債務不履行の際にエクスポージャーを移転できること（ポータビリティ）により、ファンズに対するリスクは一段と軽減される。通常、変動証拠金または時価の変動は日々換算されるが、ファンドの証拠金に関する個別の契約に当事者が合意しない限り、先物と清算店頭取引デリバティブ間は相殺されない。期末現在の時価または未実現累積損益、計上済みの当初証拠金および一切の未決済変動証拠金は、投資有価証券明細表の注記において開示されている。

国際スワップデリバティブ協会マスター契約およびクレジット・サポート・アネックス（以下「ISDAマスター契約」という。）は、ファンズと選定された相手方間で締結された二者間の店頭取引デリバティブ取引を規律する。ISDAマスター契約は、一般的な義務、表明事項、合意、担保の差入れおよび債務不履行または終了事由に関する規定を定める。終了事由は、適用されるISDAマスター契約に基づいて、早期終了を選択しすべての未清算取引の決済を行う権利を相手方に付与する条件を含む。早期終了の選択は、財務書類にとって重大であることがある。限られた状況下において、ISDAマスター契約は、相手方の信用の質が所定の水準を下回った場合、既存の日々のエクスポージャーの範囲を超えた相手方からの保全措置を追加した追加条項を含むことがある。これらの金額は、もしあれば、第三者の保管受託銀行に分別保有することができる。当期末現在の店頭取引金融デリバティブ商品の時価、受領された担保または差出された担保およびエクスポージャー純額は、投資有価証券明細表の注記において開示される。

9. 報酬および費用

各ファンドは、（個別に計算される各ファンド（またはそのクラス（該当する場合））の日々の平均純資産額に基づく料率として表示される）以下の年率により、下記の報酬の対象となる。

ファンド	管理報酬	投資顧問報酬	管理事務代行報酬	代行協会員報酬	販売報酬
PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドII					
・インスティテューショナル (円)	該当なし	0.35%	0.20% ⁽¹⁾	該当なし	該当なし
・インスティテューショナル (円ヘッジ)	該当なし	0.35%	0.20% ⁽¹⁾	該当なし	該当なし
PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド (M)					
	該当なし	0.28%	0.20% ⁽²⁾	該当なし	該当なし
PIMCOバミューダ・インカム・ファンドA					
・F (日本円)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・F (米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・J (日本円)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・J (米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・K (米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・N (日本円)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・N (米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・P (日本円)	0.65%	該当なし	該当なし	該当なし	0.65%
・Q (日本円)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・R (日本円)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・S (日本円)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・T (日本円) ⁽³⁾	該当なし	0.50%	0.20% ⁽⁴⁾	該当なし	該当なし
・U (米ドル) ⁽³⁾	該当なし	0.50%	0.20% ⁽⁴⁾	該当なし	該当なし
・W (米ドル)	該当なし	0.65%	0.20%	該当なし	該当なし
・X (日本円)	0.60%	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・X (米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・Y (日本円)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・Y (米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・Z (日本円)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンドII (M)					
	該当なし	0.35%	0.20% ⁽⁵⁾	該当なし	該当なし
PIMCOショート・ターム・モーゲージ・インカム					
・ユーロクラス	0.30% ⁽⁶⁾	該当なし	該当なし	0.05%	0.25% ⁽⁷⁾
・インスティテューショナル (米ドル) ⁽⁸⁾	0.30% ⁽⁹⁾	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・J (円ヘッジ)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・円クラス	0.30% ⁽¹⁰⁾	該当なし	該当なし	0.05%	0.25% ⁽¹¹⁾
・米ドルクラス	0.30% ⁽⁹⁾	該当なし	該当なし	0.05%	0.25% ⁽¹²⁾
ピムコ・ワールド・ハイインカム					
	0.70%	該当なし	該当なし	0.10% ⁽¹³⁾	0.55% ⁽¹⁴⁾

⁽¹⁾ 当該クラスは、ファンドの資産水準に基づき変動する管理事務代行報酬の対象となる。管理事務代行報酬は、(i) 当該ファンド純資産額の5,000万ドル以下の部分について年率0.20%、5,000万ドル超1億ドル以下の部分について年率0.15%、1億ドル超の部分について年率0.10%の純資産水準を適用し、(ii) 各クラスの資産水準に基づく管理事務代行報酬の比例持分を各クラスに割当てることにより計算される。

⁽²⁾ PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド (M) は、当該ファンド純資産額の5,000万ドル以下の部分について年率0.20%、5,000万ドル超1億ドル以下の部分について年率0.15%、1億ドル超の部分について年率0.10%の純資産水準に基づき変動する管理事務代行報酬の対象となる。

- (3) 当該クラスへの投資に対して課せられる報酬に加えて、その投資用の口座を通じて当該クラスに投資を行う投資家は、当該口座を受託している日本の信託銀行およびその他のサービス提供者（もしあれば）により課せられる報酬の対象となる。
- (4) 当該クラスは、当該ファンド純資産額の5,000万ドル以下の部分について年率0.20%、5,000万ドル超1億ドル以下の部分について年率0.15%、1億ドル超の部分について年率0.10%の当該クラスの資産水準に基づき変動する管理事務代行報酬の対象となる。
- (5) PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンドⅡ（M）は、当該ファンド純資産額の5,000万ドル以下の部分について年率0.20%、5,000万ドル超1億ドル以下の部分について年率0.15%、1億ドル超の部分について年率0.10%の純資産水準に基づき変動する管理事務代行報酬の対象となる。
- (6) 当該クラスは、欧州中央銀行により公表された、前月の最終営業日の3営業日前付の主要リファイナンスオペレーション公表金利（以下「政策金利」という。）に基づき変動する管理報酬の対象となる。公表された政策金利が0.5%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.30%とする。公表された政策金利が0.5%以上－1.499%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.325%とする。公表された政策金利が1.5%以上－2.499%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.35%とする。公表された政策金利が2.5%以上－3.499%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.40%とする。公表された政策金利が3.5%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.45%とする。クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。
- (7) 当該クラスは、欧州中央銀行により公表された、前月の最終営業日の3営業日前付の主要リファイナンスオペレーション公表金利（以下「政策金利」という。）に基づき変動する販売報酬の対象となる。公表された政策金利が0.5%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.25%とする。公表された政策金利が0.5%以上－1.499%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.275%とする。公表された政策金利が1.5%以上－2.499%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.30%とする。公表された政策金利が2.5%以上－3.499%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.35%とする。公表された政策金利が3.5%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.40%とする。クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。
- (8) 当該クラスは当報告期間中に償還した。
- (9) 当該クラスは、前月の最終営業日の3営業日前付のフェデラル・ファンド誘導目標金利（以下「政策金利」という。）に基づき変動する管理報酬の対象となる。公表された政策金利が0.5%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.30%とする。公表された政策金利が0.5%以上－1.499%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.325%とする。公表された政策金利が1.5%以上－2.499%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.35%とする。公表された政策金利が2.5%以上－3.499%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.40%とする。公表された政策金利が3.5%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.45%とする。クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。
- (10) 当該クラスは、日本銀行により公表された、前月の最終営業日の3営業日前付の無担保コール翌日物金利（以下「政策金利」という。）に基づき変動する管理報酬の対象となる。公表された政策金利が0.5%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.30%とする。公表された政策金利が0.5%以上－1.499%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.325%とする。公表された政策金利が1.5%以上－2.499%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.35%とする。公表された政策金利が2.5%以上－3.499%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.40%とする。公表された政策金利が3.5%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.45%とする。クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。

- (11) 当該クラスは、日本銀行により公表された、前月の最終営業日の3営業日前付の無担保コール翌日物金利（以下「政策金利」という。）に基づき変動する販売報酬の対象となる。公表された政策金利が0.5%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.25%とする。公表された政策金利が0.5%以上-1.499%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.275%とする。公表された政策金利が1.5%以上-2.499%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.30%とする。公表された政策金利が2.5%以上-3.499%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.35%とする。公表された政策金利が3.5%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.40%とする。クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。
- (12) 当該クラスは、前月の最終営業日の3営業日前付のフェデラル・ファンド誘導目標金利（以下「政策金利」という。）に基づき変動する販売報酬の対象となる。公表された政策金利が0.5%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.25%とする。公表された政策金利が0.5%以上-1.499%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.275%とする。公表された政策金利が1.5%以上-2.499%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.30%とする。公表された政策金利が2.5%以上-3.499%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.35%とする。公表された政策金利が3.5%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.40%とする。クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。
- (13) ピムコ・ワールド・ハイインカムは、その資産水準に基づき、ファンド純資産額の1億米ドル以下の部分について年率0.10%、1億米ドル超のすべての部分について年率0.05%で変動する代行協会員報酬を負担する。
- (14) ピムコ・ワールド・ハイインカムは、その資産水準に基づき、ファンド純資産額の1億米ドル以下の部分について年率0.50%、1億米ドル超のすべての部分について年率0.55%で変動する販売報酬を負担する。

管理報酬、投資顧問報酬および管理事務代行報酬は、該当する場合、PIMCOに対して、投資顧問業務、管理事務業務ならびに監査、保管、受託、投資証券会計、日常的法務、名義書換事務代行および印刷業務を含む第三者によるサービスの提供または提供の手配について毎月後払いで支払われる。代行協会員報酬および販売報酬は、該当する場合、該当ファンド（またはクラス（該当する場合））の受益証券に関連したサービスおよび販売を提供する金融仲介機関に対して返済するために毎月後払いで支払われる。当該報酬と引換に、PIMCOは監査、保管、受託、投資有価証券会計、法務、名義書換事務代行および印刷業務を含む、ファンズが必要とする一定の第三者による業務費用を負担する。受益者ではなく、PIMCOが、純資産の増加による価格の下落も含め、当該第三者業務費用の価格下落の恩恵を受ける。さらに、管理事務代行報酬の対象となるファンズに関して、PIMCOは通常、当該報酬にかかる利益を得る。

上記の表に記載されるとおり、特定のファンズおよびそのクラスは、管理報酬、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、代行協会員報酬または販売報酬を負担しない。PIMCOの日本における関連会社であるピムコジャパンリミテッドは、かかるファンズまたはクラスに投資する日本の投資信託またはその他の投資ビークルから報酬を支払われ、かかる報酬の一部は、PIMCOへサービス報酬として分配される。

PIMCOバミューダ・インカム・ファンドEの各B-J 1605（日本円）、B-J 1605（米ドル）、B-J 1609（日本円）、B-J 1609（米ドル）、B-J 1612（日本円）およびB-J 1612（米ドル）クラスの設定後の最初の5年間で、0.76%の資産担保型の販売手数料（以下「ABSC」という。）が各クラスの日々の平均純資産価額に課せられ、報酬代理人に毎月支払われる。さらに、PIMCOバミューダ・インカム・ファンドEのB-J 1605（日本円）、B-J 1605（米ドル）、B-J 1609（日本円）およびB-J 1609（米ドル）、B-J 1612（日本円）およびB-J 1612（米ドル）クラス受益証券のいずれかが買い戻されるか、もしくは以下において記載される期間内に他のファンドの一または複数の受益証券に転換される場合、CDSCは、適用される

CDSC料率において当該買戻し金額が課せられる。

各クラスの設定来年度	CDSC料率
1（1年目を除く）	3.00%
2（2年目を除く）	2.40%
3（3年目を除く）	1.80%
4（4年目を除く）	1.20%
5（5年目を除く）	0.60%
それ以降	0.00%

CDSCの計算に関して、買戻し金額は、買戻される受益証券の当時の純資産価額で評価される。さらに、適用されるCDSCは、買戻し受領金から控除され、報酬代理人に支払われる。2019年10月31日に終了した年度において、報酬代理人に支払われたPIMCOバミューダ・インカム・ファンドEのB-J 1605（日本円）、B-J 1605（米ドル）、B-J 1609（日本円）、B-J 1609（米ドル）、B-J 1612（日本円）およびB-J 1612（米ドル）クラスのABSCは164,693,784円であり、CDSCは37,166,782円であった。

ファンズ（またはクラス（該当する場合））は、（i）公租公課、（ii）ブローカー費用、手数料およびその他のポートフォリオ取引に関する支出、（iii）利息支払を含む借入費用、（iv）訴訟費用および損害賠償費用を含む特別費用ならびに（v）特定の受益証券のクラスに割当てられたまたは割当てべき支出を含むがそれらに限定されない、管理報酬、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、代行協会員報酬または販売報酬によってカバーされない、業務に関連するその他の費用を負担することがある。PIMCOは、PIMCOショート・ターム・モーゲージ・インカムを除き、トラストの設定に伴う設立費を支払った。

PIMCOおよび／またはその関連会社は、PIMCOショート・ターム・モーゲージ・インカムのユーロ、円および米ドルクラス受益証券の日本における当初募集に関連するすべての費用（弁護士費用を含む費用）（以下「当初募集関連費用」という。）を立替えて前払いした。ファンドの運営開始時または運営開始時付近において、ファンドは、PIMCOおよび／またはその関連会社に対して前払いされた当初募集関連費用を払戻し、当該費用を運営の最初の会計年度において償却する。もっとも、PIMCOは、ユーロ、円および米ドルクラスの純資産額の合計の年率0.05%を超える部分（以下「当初募集関連費用上限」という。）については、当該当初募集関連費用の払戻しを放棄することに合意した。PIMCOおよび／またはその関連会社は、ファンドの運営開始から5年以内の期間においては、当初募集関連費用上限により放棄された当該当初募集関連費用を回収することができる。ただし、PIMCOおよび／またはその関連会社によって取戻される金額は、ユーロ、円および米ドルクラスの純資産額の合計の年率0.05%を超えないものとする。当該当初募集関連費用の払戻しが完了する前にファンドのユーロ、円および米ドルクラスのいずれかが終了した場合、PIMCOおよび／またはその関連会社は、当該クラスから払戻されなかった残りの費用の償還を求めない。さらに、当該当初募集関連費用の払戻しが完了する前にファンドのユーロ、円および米ドルクラスのすべてが終了した場合、PIMCOおよび／またはその関連会社は、ファンドから払戻されなかった残りの費用の償還を求めない。2019年10月31日現在、PIMCOおよび／またはその関連会社に対する当初募集関連費用の回収可能額はなかった。

受託会社および管理会社は、特定の販売会社に対して支払われるプレイスメント報酬の資金調達目的において、PIMCOバミューダ・インカム・ファンドEの代理人として、クレディ・スイス・インターナシ

ョナルを任命した。受託会社、管理会社およびクレディ・スイス・インターナショナル間で締結された報酬代理人契約（以下「報酬代理人契約」という。）に基づき、クレディ・スイス・インターナショナルは、（i）報酬代理人契約および前払報酬に関する複数の書簡の条項に従い、日本の販売会社に特定の販売報酬を支払い、かつ、（ii）報酬代理人契約に基づき要求されるすべての計算および決定を行うよう任命された。

PIMCOおよび／またはその関連会社は、報酬代理人契約ならびにPIMCOバミューダ・インカム・ファンドEのB-J 1605（日本円）およびB-J 1605（米ドル）クラス受益証券に付随する法的取決めの施行に関連するPIMCOバミューダ・インカム・ファンドEの弁護士費用（以下「報酬代理人弁護士費用」という。）を立替えて前払いする。これらのクラスの当初申込期間終了後に、ファンドは、（i）PIMCOおよび／またはその関連会社に、（a）1千万円または（b）これらの当初申込期間中に当該クラスに投資された総額の0.20%（前払いされた報酬代理人弁護士費用を超えないものとする。）のうち、いずれか高い金額を払戻し、（ii）関連するクラスの当該報酬代理人弁護士費用をその運用の初年度にわたり減価償却することを要求される。前払いされた残りの報酬代理人弁護士費用のすべてまたは一部は、PIMCOバミューダ・インカム・ファンドEのB-J 1605（日本円）およびB-J 1605（米ドル）クラス受益証券の当初申込期間終了後一年以内または投資顧問会社はその裁量で決定するその他の期間にトラストのシリーズであるピムコ・バミューダ・トラスト、ピムコ・バミューダ・トラストIV、ピムコ・ケイマン・トラストおよび／またはピムコ・ケイマン・エスピーシー・リミテッドのいずれかにより追加され、申し込まれる将来のクラスB受益証券に対して費用化される可能性がある。

さらに、PIMCOおよび／またはその関連会社は、報酬代理人契約ならびにPIMCOバミューダ・インカム・ファンドEのB-J 1609（日本円）およびB-J 1609（米ドル）クラス受益証券に付随する法的取決めの施行に関連して生じるPIMCOバミューダ・インカム・ファンドEの弁護士費用（また、報酬代理人弁護士費用の一部として）を立替えて前払いする。B-J 1609（日本円）およびB-J 1609（米ドル）クラスの当初申込期間終了後に、PIMCOバミューダ・インカム・ファンドEは、（i）PIMCOおよび／またはその関連会社に、（a）1千万円または（b）これらの当初申込期間中に当該クラスに投資された総額の0.20%（前払いされた報酬代理人弁護士費用の総額、およびそれぞれの当初申込期間終了後一年以内または投資顧問会社はその裁量で決定するその他の期間にトラストのシリーズであるピムコ・バミューダ・トラスト、ピムコ・バミューダ・トラストIV、ピムコ・ケイマン・トラストおよび／またはピムコ・ケイマン・エスピーシー・リミテッドのいずれかのクラスB受益証券の設定に関連して以前に前払いされた報酬代理人弁護士費用の払戻されなかった部分を超えないものとする。）のうち、いずれか高い金額を払戻し、（ii）関連するクラスの当該報酬代理人弁護士費用をその運用の初年度にわたり減価償却することを要求される。前払いされた残りの報酬代理人弁護士費用のすべてまたは一部は、それぞれの当初申込期間終了後一年以内または投資顧問会社はその裁量で決定するその他の期間にトラストのシリーズであるピムコ・バミューダ・トラスト、ピムコ・バミューダ・トラストIV、ピムコ・ケイマン・トラストおよび／またはピムコ・ケイマン・エスピーシー・リミテッドのいずれかにより追加され申し込まれる将来のクラスB受益証券に対して費用化される可能性がある。

また、PIMCOおよび／またはその関連会社は報酬代理人契約ならびにPIMCOバミューダ・インカム・ファンドEのB-J 1612（日本円）およびB-J 1612（米ドル）クラス受益証券に付随する法的取決めの施行に関連して生じるPIMCOバミューダ・インカム・ファンドEの弁護士費用（また、報酬代理人弁護士費用の一部として）を立替えて前払いする。B-J 1612（日本円）およびB-J 1612（米ドル）クラスの当初申込期間終了後に、PIMCOバミューダ・インカム・ファンドEは、（i）PIMCOおよび／またはその関連会

社に、(a) 1千万円または(b) これらの当初申込期間中に当該クラスに投資された総額の0.20% (前払いされた報酬代理人弁護士費用の総額、およびそれぞれの当初申込期間終了後一年以内または投資顧問会社はその裁量で決定するその他の期間にトラストのシリーズであるピムコ・バミューダ・トラスト、ピムコ・バミューダ・トラストIV、ピムコ・ケイマン・トラストおよび/またはピムコ・ケイマン・エスピーシー・リミテッドのいずれかのクラスB受益証券の設定に関連して以前に前払いされた報酬代理人弁護士費用の払戻されなかった部分を超えないものとする。)のうち、いずれか高い金額を払戻し、(ii) 関連するクラスの当該報酬代理人弁護士費用をその運用の初年度にわたり減価償却することを要求される。前払いされた残りの報酬代理人弁護士費用のすべてまたは一部は、それぞれの当初申込期間終了後一年以内または投資顧問会社はその裁量で決定するその他の期間にトラストのシリーズであるピムコ・バミューダ・トラスト、ピムコ・バミューダ・トラストIV、ピムコ・ケイマン・トラストおよび/またはピムコ・ケイマン・エスピーシー・リミテッドのいずれかにより追加され申し込まれる将来のクラスB受益証券に対して費用化される可能性がある。2019年10月31日に終了した年度における残りの報酬代理人弁護士費用はなかった。

PIMCOショート・ターム・モーゲージ・インカム(ユーロ、円および米ドルクラス)ならびにピムコ・ワールド・ハイインカムは、日本におけるその受益証券の公募に関連する発生中の経費を支払う。

10. 関連当事者取引

投資顧問会社はファンズの関連当事者であり、アリアンツ・アセット・マネジメント・エー・ジーの過半数所有子会社である。当該当事者に支払われるべき報酬は(もしあれば)、注記9に開示され、発生した関連当事者報酬額(もしあれば)は、資産・負債計算書において開示される。

トラストの関連当事者であるアリアンツ・アセット・マネジメント・エー・ジーは、2019年10月31日現在、PIMCOバミューダ・ロウ・デュレーション・インカム・ファンドの純資産の0.004%、PIMCOバミューダ・モーゲージ・オポチュニティーズ・ファンドの純資産の10.304%、PIMCOショート・ターム・モーゲージ・インカムの純資産の0.758%およびPIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンドIIの純資産の0.0001%を保有していた。

特定のファンズは、投資顧問会社によって採用された手続きにおいて概要された特定条件に基づいて、特定の関連ファンドの有価証券を購入あるいは売却を許可されている。かかる手続きは、他のファンドからのあるいは他のファンドへの、または共通の投資顧問会社(または関連投資顧問会社)を持つことから関連会社であると考えられる他のファンドに対する証券の購入あるいは売却が、現在の市場価格において成立することを確実にするものである。2019年10月31日終了期間中、以下のファンズは、関連ファンズ間において、証券の売買に従事した(金額:千単位)。

ファンド	購入	売却
PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンド (M)	\$ 0	\$ 44,461
ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M)	1,427	6,171
PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド II	6,623	14,443
PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド (M)	8,072	403
PIMCOバミューダ・インカム・ファンド (M)	298,391	59,956
PIMCOバミューダ・ロウ・デュレーション・インカム・ファンド	19,223	20
PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド (M)	890	37,362
PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド II (M)	2,260	7,171
PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド (M)	6,670	21,713
PIMCOショート・ターム・モーゲージ・インカム	0	2,141

11. 保証および補償

トラストの設立書類に基づき、特定の関係者（受託会社およびPIMCOを含む。）は、それぞれ、ファンズへのそれら当事者の義務の遂行から生じうる特定の債務に対して補償される。さらに、通常の業務の過程で、ファンズは、多様な補償条項を含む契約を締結する。これらの合意に基づくファンズの最大限のリスクは、ファンズに対して将来行われうる、現時点では未発生の請求を伴うため、不明である。しかしながら、ファンズは、これらの契約に従った従前の請求または損失を有していない。

12. 利益参加型受益証券

トラストは5千億口を上限とする利益参加型受益証券を発行することができる。特定の受益者は各ファンドの純資産の10%超を保有するため、ファンズは重大なリスクの集中を被る可能性がある。これらの受益者が一度に多額の資金解約の要求をした場合に、かかる受益者の利益の集中は、ファンズに重大な影響を及ぼす可能性がある。ファンズの受益証券の申込みおよび買戻しはファンズの純資産価額通貨建てであり、取引日におけるスポット・レートによりファンズの機能通貨に換算される。各ファンドの受益証券は、無額面で発行される。受託会社は、管理会社の同意により、将来いずれかのファンドに関連して追加ファンドもしくはクラスまたはクラス受益証券を設定および募集することができる。

利益参加型受益証券の変動は下記のとおりであった（口数および金額：千単位*）。

	PIMCOパミューダ・ バンク・ローン・ ファンド(M)		PIMCOパミューダ・ バンク・ローン・ ファンドA		PIMCOパミューダ・ バンク・ローン・ ファンドB		PIMCOパミューダ・ バンク・ローン・ ファンドC	
	2019年10月31日 終了年度		2019年10月31日 終了年度		2019年10月31日 終了年度		2019年10月31日 終了年度	
	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)
受益証券販売受取額	4,627	\$ 55,864	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
F (豪ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	306	\$ 1,666	N/A	N/A
F (米ドル)	N/A	N/A	339	\$ 2,691	N/A	N/A	N/A	N/A
J (日本円)	N/A	N/A	5	385	N/A	N/A	N/A	N/A
J (米ドル)	N/A	N/A	32	2,763	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (豪ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	43	2,733	N/A	N/A
Y (日本円)	N/A	N/A	39	2,826	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (メキシコ・ペソ)	N/A	N/A	N/A	N/A	19	1,112	N/A	N/A
Y (ロシア・ルーブル)	N/A	N/A	N/A	N/A	39	1,654	N/A	N/A
Y (トルコ・リラ)	N/A	N/A	N/A	N/A	444	15,022	N/A	N/A
Y (米ドル)	N/A	N/A	12	985	N/A	N/A	N/A	N/A
分配金の再投資による 発行額	0	0	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
F (豪ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	341	1,844	N/A	N/A
F (米ドル)	N/A	N/A	1,343	10,617	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (豪ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	26	1,654	N/A	N/A
Y (ブラジル・リアル)	N/A	N/A	N/A	N/A	204	9,123	N/A	N/A
Y (C-米ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	355	\$ 15,011
Y (日本円)	N/A	N/A	70	5,038	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (メキシコ・ペソ)	N/A	N/A	N/A	N/A	46	2,614	N/A	N/A
Y (ロシア・ルーブル)	N/A	N/A	N/A	N/A	291	12,359	N/A	N/A
Y (トルコ・リラ)	N/A	N/A	N/A	N/A	473	15,916	N/A	N/A
Y (米ドル)	N/A	N/A	227	18,588	N/A	N/A	N/A	N/A
受益証券買戻支払額	(21,669)	(257,430)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
F (豪ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	(631)	(3,428)	N/A	N/A
F (米ドル)	N/A	N/A	(4,315)	(34,207)	N/A	N/A	N/A	N/A
J (日本円)	N/A	N/A	(71)	(5,213)	N/A	N/A	N/A	N/A
J (米ドル)	N/A	N/A	(334)	(28,517)	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (豪ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	(61)	(3,922)	N/A	N/A
Y (ブラジル・リアル)	N/A	N/A	N/A	N/A	(582)	(26,002)	N/A	N/A
Y (C-米ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(688)	(29,169)
Y (日本円)	N/A	N/A	(359)	(25,874)	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (メキシコ・ペソ)	N/A	N/A	N/A	N/A	(113)	(6,543)	N/A	N/A
Y (ロシア・ルーブル)	N/A	N/A	N/A	N/A	(754)	(32,073)	N/A	N/A
Y (トルコ・リラ)	N/A	N/A	N/A	N/A	(684)	(22,762)	N/A	N/A
Y (米ドル)	N/A	N/A	(681)	(55,785)	N/A	N/A	N/A	N/A
ファンド受益証券取引 による純(減少)額	(17,042)	\$ (201,566)	(3,693)	\$ (105,703)	(593)	\$ (29,033)	(333)	\$ (14,158)

	PIMCOパミューダ・ バンク・ローン・ ファンドD		PIMCOパミューダ・ エマージング・ マーケット・ボンド・ ファンド (M)		PIMCOパミューダ・ エマージング・ マーケット・ボンド・ ファンドII		PIMCOパミューダ・ グローバル・ アグリゲイト・ イクス・ジャパン (円ヘッジ) ボンド・ ファンド	
	2019年10月31日 終了年度		2019年10月31日 終了年度		2019年10月31日 終了年度		2019年10月31日 終了年度	
	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)
受益証券販売受取額	N/A	N/A	205	\$ 3,251	N/A	N/A	1,982	\$ 297,953
インスティテューショナル (円)	N/A	N/A	N/A	N/A	198	\$ 36,506	N/A	N/A
インスティテューショナル (円ヘッジ)	N/A	N/A	N/A	N/A	57	10,107	N/A	N/A
Y (ワールド)	4	\$ 273	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
分配金の再投資による 発行額	N/A	N/A	0	0	N/A	N/A	0	0
Y (ワールド)	17	1,036	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
受益証券買戻支払額	N/A	N/A	(853)	(13,180)	N/A	N/A	(1,513)	(226,401)
インスティテューショナル (円)	N/A	N/A	N/A	N/A	(244)	(45,611)	N/A	N/A
インスティテューショナル (円ヘッジ)	N/A	N/A	N/A	N/A	(10)	(1,822)	N/A	N/A
Y (ワールド)	(50)	(3,063)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
ファンド受益証券取引 による純増加 (減少) 額	(29)	\$ (1,754)	(648)	\$ (9,929)	1	\$ (820)	469	\$ 71,552

	PIMCOパミューダ・ グローバル・ アグリゲイト・ イクス・ジャパン・ ボンド・ファンド		PIMCOパミューダ・ グローバル・ アグリゲイト・ イクス・ジャパン・ ボンド・ファンド (M)		PIMCOパミューダ・ インカム・ファンド (M)		PIMCOパミューダ・ インカム・ファンドA	
	2019年10月31日 終了年度		2019年10月31日 終了年度		2019年10月31日 終了年度		2019年10月31日 終了年度	
	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)
受益証券販売受取額	393	\$ 74,376	2,761	\$ 520,719	193,722	\$ 2,617,972	N/A	N/A
F (日本円)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	1,065	\$ 89,719
F (米ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	32,407	296,070
J (日本円)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	188	16,267
J (米ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	212	19,917
N (日本円)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	13,437	1,110,265
N (米ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	8,440	649,855
S (日本円)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	859	87,372
T (日本円)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	3,702	338,601
U (米ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	9,025 ⁽¹⁾	91,264 ⁽¹⁾
W (米ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	989	10,309
X (日本円)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	12	1,239
X (米ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	8,532	80,000
Y (日本円)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	45	3,614
Y (米ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	169	15,076
Z (日本円)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	569	60,138
分配金の再投資による 発行額	0	0	0	0	0	0	N/A	N/A
F (日本円)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	568	47,263
F (米ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	6,929	62,848
J (日本円)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	0	25

	PIMCOパミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド		PIMCOパミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド (M)		PIMCOパミューダ・インカム・ファンド (M)		PIMCOパミューダ・インカム・ファンドA	
	2019年10月31日 終了年度		2019年10月31日 終了年度		2019年10月31日 終了年度		2019年10月31日 終了年度	
	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)
X (米ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	1,121	\$ 10,425
Y (日本円)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	255	20,684
Y (米ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	338	30,358
受益証券買戻支払額	(673)	\$ (126,926)	(2,179)	\$ (410,757)	(201,023)	\$ (2,686,862)	N/A	N/A
F (日本円)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(2,633)	(219,124)
F (米ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(25,102)	(227,668)
J (日本円)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(2,463)	(210,844)
J (米ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(634)	(59,800)
K (米ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(81)	(869)
N (日本円)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(9,361)	(765,720)
N (米ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(2,026)	(155,632)
Q (日本円)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(206)	(19,184)
S (日本円)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(3,338)	(330,946)
T (日本円)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(209)	(19,425)
W (米ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(1,020)	(10,444)
X (日本円)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(15)	(1,588)
X (米ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(9,632)	(90,000)
Y (日本円)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(1,711)	(138,781)
Y (米ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(1,894)	(170,611)
Z (日本円)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(2)	(241)
ファンド受益証券取引による純増加 (減少) 額	(280)	\$ (52,550)	582	\$ 109,962	(7,301)	\$ (68,890)	28,535	\$ 620,432

	PIMCOパミューダ・インカム・ファンドD		PIMCOパミューダ・インカム・ファンドE		PIMCOパミューダ・ロウ・デュレーション・インカム・ファンド ⁽²⁾		PIMCOパミューダ・モーゲージ・オポチュニティーズ・ファンド ⁽³⁾	
	2019年10月31日 終了年度		2019年10月31日 終了年度		2019年10月31日 終了期間		2019年10月31日 終了年度	
	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (日本円)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)
受益証券販売受取額	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
B (米ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	2,352	\$ 235,433	N/A	N/A
J (日本円)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	89	\$ 8,002
J (米ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	204	19,371
Y (ワールド)	149	\$ 9,516	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
分配金の再投資による発行額	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (日本円)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	2	158
Y (ワールド)	419	26,727	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
受益証券買戻支払額								
B (米ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	(2)	(218)	N/A	N/A
B-J 1605 (日本円)	N/A	N/A	(26)	¥ (249,688)	N/A	N/A	N/A	N/A
B-J 1605 (米ドル)	N/A	N/A	(6)	(59,227)	N/A	N/A	N/A	N/A
B-J 1609 (日本円)	N/A	N/A	(86)	(816,597)	N/A	N/A	N/A	N/A
B-J 1609 (米ドル)	N/A	N/A	(4)	(42,751)	N/A	N/A	N/A	N/A
B-J 1612 (日本円)	N/A	N/A	(85)	(817,823)	N/A	N/A	N/A	N/A
B-J 1612 (米ドル)	N/A	N/A	(17)	(161,870)	N/A	N/A	N/A	N/A
J (日本円)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(86)	(7,831)

	PIMCOパミューダ・ インカム・ファンドD 2019年10月31日 終了年度		PIMCOパミューダ・ インカム・ファンドE 2019年10月31日 終了年度		PIMCO パミューダ・ロウ・ デュレーション・ インカム・ファンド ⁽²⁾ 2019年10月31日 終了期間		PIMCOパミューダ・ モーゲージ・ オポチュニティーズ・ ファンド ⁽³⁾ 2019年10月31日 終了年度	
	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (日本円)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)
J (米ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(113)	\$ (10, 812)
N (ワールド)	0	\$ (6)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (ワールド)	(659)	(42, 102)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
ファンド受益証券取引 による純増加 (減少) 額	(91)	\$ (5, 865)	(224)	¥(2, 147, 956)	2, 350	\$ 235, 215	96	\$ 8, 888

	PIMCOパミューダ・ ユー・エス・ハイ・ イールド・ファンド (M) 2019年10月31日 終了年度		PIMCOパミューダ・ ユー・エス・ハイ・ イールド・ファンドII (M) 2019年10月31日 終了年度		PIMCOエマーシング・ ボンド (円ヘッジ) インカム・ファンド 2019年10月31日 終了年度		PIMCOエマーシング・ ボンド・インカム・ ファンド 2019年10月31日 終了年度	
	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)
受益証券 販売受取額	5, 816	\$ 76, 158	243	\$ 56, 671	22	\$ 1, 625	71	\$ 5, 969
分配金の再投資による 発行額	0	0	0	0	194	13, 928	101	8, 272
受益証券買戻支払額	(23, 007)	(298, 256)	(302)	(69, 403)	(841)	(60, 252)	(201)	(16, 521)
ファンド受益証券取引 による純 (減少) 額	(17, 191)	\$(222, 098)	(59)	\$(12, 732)	(625)	\$(44, 699)	(29)	\$(2, 280)

	PIMCOエマーシング・ ボンド・インカム・ ファンド (M) 2019年10月31日 終了年度		PIMCOエマーシング・ ボンド・インカム・ ファンドII 2019年10月31日 終了年度		PIMCO エマーシング・ ボンド・インカム・ ファンドIII 2019年10月31日 終了年度		PIMCOショート・ターム・ モーゲージ・インカム 2019年10月31日 終了年度	
	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)
受益証券販売受取額	2, 154	\$ 33, 553	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (豪ドル)	N/A	N/A	6	\$ 390	N/A	N/A	N/A	N/A
J (ブラジル・リアル)	N/A	N/A	16	522	N/A	N/A	N/A	N/A
J (カナダ・ドル)	N/A	N/A	4	251	N/A	N/A	N/A	N/A
J (ユーロ)	N/A	N/A	N/A	N/A	5	\$ 362	N/A	N/A
J (英ポンド)	N/A	N/A	N/A	N/A	7	481	N/A	N/A
J (インド・ルピー)	N/A	N/A	1	51	N/A	N/A	N/A	N/A
J (円ヘッジ)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	0	\$ 33
J (韓国ウォン)	N/A	N/A	5	401	N/A	N/A	N/A	N/A
J (メキシコ・ペソ)	N/A	N/A	12	646	N/A	N/A	N/A	N/A
J (ロシア・ルーブル)	N/A	N/A	6	223	N/A	N/A	N/A	N/A
J (トルコ・リラ)	N/A	N/A	3	80	N/A	N/A	N/A	N/A
J (米ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	2	130	N/A	N/A
米ドルクラス	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	11	120
分配金の再投資による 発行額	0	0	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (豪ドル)	N/A	N/A	99	6, 312	N/A	N/A	N/A	N/A
J (ブラジル・リアル)	N/A	N/A	24	837	N/A	N/A	N/A	N/A
J (カナダ・ドル)	N/A	N/A	6	342	N/A	N/A	N/A	N/A
J (ユーロ)	N/A	N/A	N/A	N/A	3	224	N/A	N/A
J (英ポンド)	N/A	N/A	N/A	N/A	4	275	N/A	N/A

	PIMCOエマージング・ ボンド・インカム・ ファンド (M)		PIMCOエマージング・ ボンド・インカム・ ファンドII		PIMCO エマージング・ ボンド・インカム・ ファンドIII		PIMCOショート・ターム・ モーゲージ・インカム	
	2019年10月31日 終了年度		2019年10月31日 終了年度		2019年10月31日 終了年度		2019年10月31日 終了年度	
	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)
J (インドネシア・ ルピア)	N/A	N/A	8	\$ 506	N/A	N/A	N/A	N/A
J (インド・ルピー)	N/A	N/A	8	510	N/A	N/A	N/A	N/A
J (韓国ウォン)	N/A	N/A	4	312	N/A	N/A	N/A	N/A
J (メキシコ・ペソ)	N/A	N/A	200	10,880	N/A	N/A	N/A	N/A
J (ロシア・ルーブル)	N/A	N/A	14	588	N/A	N/A	N/A	N/A
J (トルコ・リラ)	N/A	N/A	39	1,262	N/A	N/A	N/A	N/A
J (米ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	4	347	N/A	N/A
受益証券買戻支払額	(10,424)	\$ (160,507)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
インスティテューショ ナル (米ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(12,480) ⁽⁴⁾	\$ (124,615) ⁽⁴⁾
J (豪ドル)	N/A	N/A	(367)	(23,346)	N/A	N/A	N/A	N/A
J (ブラジル・レアル)	N/A	N/A	(56)	(1,939)	N/A	N/A	N/A	N/A
J (カナダ・ドル)	N/A	N/A	(23)	(1,490)	N/A	N/A	N/A	N/A
J (ユーロ)	N/A	N/A	N/A	N/A	(20)	\$ (1,421)	N/A	N/A
J (英ポンド)	N/A	N/A	N/A	N/A	(23)	(1,566)	N/A	N/A
J (インドネシア・ ルピア)	N/A	N/A	(31)	(1,935)	N/A	N/A	N/A	N/A
J (インド・ルピー)	N/A	N/A	(27)	(1,786)	N/A	N/A	N/A	N/A
J (円ヘッジ)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(2)	(254)
J (韓国ウォン)	N/A	N/A	(19)	(1,445)	N/A	N/A	N/A	N/A
J (メキシコ・ペソ)	N/A	N/A	(460)	(25,091)	N/A	N/A	N/A	N/A
J (ロシア・ルーブル)	N/A	N/A	(46)	(1,915)	N/A	N/A	N/A	N/A
J (トルコ・リラ)	N/A	N/A	(71)	(2,316)	N/A	N/A	N/A	N/A
J (米ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	(19)	(1,535)	N/A	N/A
円クラス	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(71)	(6,264)
米ドルクラス	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(9)	(96)
ファンド受益証券 取引による 純 (減少) 額	(8,270)	\$ (126,954)	(645)	\$ (37,150)	(37)	\$ (2,703)	(12,551)	\$ (131,076)

	PIMCOユー・エス・ ハイ・イールド (円ヘッジ) ファンド		PIMCOユー・エス・ ハイ・イールド (円ヘッジ) ファンドII		PIMCOユー・エス・ ハイ・イールド・ ファンド		PIMCOユー・エス・ ハイ・イールド・ ファンドII	
	2019年10月31日 終了年度		2019年10月31日 終了年度		2019年10月31日 終了年度		2019年10月31日 終了年度	
	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)
受益証券販売受取額	0	\$ 0	19	\$ 3,427	3	\$ 280	214	\$ 49,920
分配金の再投資による 発行額	0	0	0	0	0	0	0	0
受益証券買戻支払額	(26)	(2,051)	(21)	(3,695)	(42)	(3,469)	(275)	(63,215)
ファンド受益証券 取引による 純 (減少) 額	(26)	\$ (2,051)	(2)	\$ (268)	(39)	\$ (3,189)	(61)	\$ (13,295)

	PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンド ⁽⁶⁾		PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンドII		ピムコ・ワールド・ハイインカム	
	2019年10月31日 終了年度		2019年10月31日 終了年度		2019年10月31日 終了年度	
	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)
受益証券販売受取額	N/A	N/A	N/A	N/A	461	\$3,986
J (日本円)	28	\$ 1,725	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (豪ドル)	N/A	N/A	134	\$ 6,461	N/A	N/A
Y (ブラジル・リアル)	N/A	N/A	540	9,371	N/A	N/A
Y (日本円)	73	6,841	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (円ヘッジ)	28	1,592	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (メキシコ・ペソ)	N/A	N/A	5	258	N/A	N/A
Y (トルコ・リラ)	N/A	N/A	23	587	N/A	N/A
分配金の再投資による発行額	N/A	N/A	N/A	N/A	0	0
J (米ドル)	402	3,763	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (豪ドル)	N/A	N/A	129	6,200	N/A	N/A
Y (ブラジル・リアル)	N/A	N/A	1,249	21,975	N/A	N/A
Y (日本円)	70	6,617	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (円ヘッジ)	106	6,129	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (メキシコ・ペソ)	N/A	N/A	1	64	N/A	N/A
Y (トルコ・リラ)	N/A	N/A	12	284	N/A	N/A
受益証券買戻支払額	N/A	N/A	N/A	N/A	(680)	(5,822)
J (日本円)	(380)	(23,276)	N/A	N/A	N/A	N/A
J (円ヘッジ)	(155)	(9,292)	N/A	N/A	N/A	N/A
J (米ドル)	(2,775)	(26,000)	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (豪ドル)	N/A	N/A	(429)	(20,726)	N/A	N/A
Y (ブラジル・リアル)	N/A	N/A	(5,390)	(94,639)	N/A	N/A
Y (日本円)	(244)	(22,971)	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (円ヘッジ)	(268)	(15,456)	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (メキシコ・ペソ)	N/A	N/A	(4)	(230)	N/A	N/A
Y (トルコ・リラ)	N/A	N/A	(40)	(997)	N/A	N/A
ファンド受益証券取引による純(減少)額	(3,115)	\$(70,328)	(3,770)	\$(71,392)	(219)	\$(1,836)

* ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

- (1) 2019年2月12日（運用開始日）から2019年10月31日までの期間。
- (2) 2019年7月9日（運用開始日）から2019年10月31日までの期間。
- (3) 2019年10月31日現在、一人の受益者が、ファンドの10%を構成するファンドの純資産合計の10%超を有していた。
- (4) 2018年11月1日から2019年3月27日（PIMCOショート・ターム・モーゲージ・インカムのインスティテューショナル（米ドル）クラスの償還日）までの期間。
- (5) 2019年10月31日現在、一人の受益者が、ファンドの11%を構成するファンドの純資産合計の10%超を有していた。

13. 規制および訴訟事項

ファンズは、いかなる重大な訴訟または調停手続の被告ともされておらず、ファンズに対するいかなる重大な訴訟もしくは未解決または発生する恐れのある申立てをも認識していない。

前述の事項は、かかるレポートの日付においてのみ言及するものである。

14. 所得税

トラストは、その税務上の地位についてバミューダ法に服する。現行のバミューダ法に基づき、トラ

ストまたはファンドが支払うべき所得税、遺産税、譲渡税、売上税またはその他の税金は存在しない。またトラストもしくはファンドによる分配または受益証券の買戻し時の純資産価額の支払いについて、源泉徴収税は適用されない。そのため、本財務書類において、所得税の引当は計上されていない。

US GAAPは、不確実なタックス・ポジションが本財務書類上でどのように認識、測定、表示および開示されるべきかについての指針を提供している。2019年10月31日現在、当該会計基準の認識および測定要件に合致するタックス・ポジションはなかった。したがって、ファンズは不確実なインカム・タックス・ポジションに関連するいかなる収益または費用をも計上しなかった。ファンズは、進行中の税務調査を有していない。2019年10月31日現在、調査対象となり得る課税年度は、主要な税務管轄により変更される。

15. 後発事象

管理会社は、ファンズの財務書類が公表可能となる2020年1月16日までの間に、ファンズの財務書類において存在する後発事象の可能性について評価している。2019年12月1日より、PIMCOバミューダ・インカム・ファンドAのT（日本円）ならびにU（米ドル）の報酬の構成が、投資顧問報酬および管理事務代行報酬のそれぞれ0.50%および0.20%から、管理報酬の0.70%に修正される。詳細については、ファンドの請求目論見書を参照のこと。管理会社は、当該日までのファンズの財務書類において、開示が要求される重大な追加の事象はなかったと判断した。

(3) 投資有価証券明細表等

PIMCOショート・ターム・モーゲージ・インカム
投資有価証券明細表
2019年10月31日現在

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
投資有価証券 106.1%		
米国政府機関債 89.2%		
Fannie Mae		
3.000% due 11/25/2032 (b)	\$ 791	\$ 70
3.000% due 06/25/2033 (b)	712	37
3.500% due 06/25/2030 (b)	771	52
3.500% due 08/25/2034 (b)	1,037	90
4.000% due 04/25/2042 (b)	477	56
4.000% due 05/01/2042	6	7
4.000% due 06/01/2042	7	8
4.000% due 09/01/2042	15	16
4.000% due 04/01/2043	13	13
4.000% due 10/01/2047	219	230
4.000% due 12/01/2047	367	386
4.000% due 01/01/2048	889	932
4.277% due 03/25/2043 (b)	495	95
4.500% due 07/01/2039	864	946
4.500% due 11/01/2039	1,124	1,237
4.500% due 02/01/2044	122	132
4.500% due 04/01/2044	43	48
4.500% due 12/01/2044	1	1
4.500% due 01/01/2045	194	214
4.500% due 02/01/2045	214	236
4.627% due 03/25/2042 (b)	366	60
4.827% due 12/25/2025 (b)	784	67
4.927% due 05/25/2035 (b)	1,242	153
Fannie Mae, TBA (c)		
2.500% due 12/01/2048	100	99
5.000% due 12/01/2048	200	214
Freddie Mac		
2.000% due 06/15/2028 (b)	1,464	63
2.621% due 11/15/2037	3,635	3,686
3.000% due 10/15/2027 (b)	698	54
3.000% due 12/15/2032 (b)	837	54
3.000% due 01/15/2046 (b)	662	72
3.500% due 01/15/2042 (b)	722	64
4.000% due 09/01/2047	438	460
4.000% due 12/01/2047	285	299
4.000% due 03/01/2049	895	932
4.329% due 11/15/2042 (b)	576	51
4.779% due 09/15/2026 (b)	860	93
4.779% due 07/15/2042 (b)	617	122
5.190% due 04/01/2037	144	154
5.340% due 03/01/2037	363	395
5.500% due 03/15/2023 (b)	852	53
6.500% due 03/01/2022	6	6
6.500% due 09/01/2035	24	28
6.500% due 02/01/2036	27	31
Ginnie Mae		
2.866% due 08/20/2067	8,298	8,402
4.000% due 09/20/2047	34	35
4.000% due 10/20/2047	215	224
4.000% due 11/20/2047	32	33
4.000% due 03/20/2048	459	480
4.000% due 06/20/2049	99	103
4.500% due 11/20/2046	215	225
4.500% due 02/20/2047	928	970
4.500% due 03/20/2047	69	73
4.500% due 01/20/2048	260	272
5.096% due 09/20/2066	783	865
5.211% due 09/20/2066	343	378

添付の注記を参照のこと。

PIMCOショート・ターム・モーゲージ・インカム
投資有価証券明細表（続き）
2019年10月31日現在

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
Ginnie Mae, TBA (c)		
3.000% due 12/01/2048	\$ 700	\$ 720
4.000% due 12/15/2049	200	208
4.500% due 12/01/2049	300	314
5.000% due 12/01/2048	100	106
米国政府機関債合計		25,424
(取得原価\$26,984)		
米国財務省証券 0.7%		
米国財務省証券		
2.750% due 04/30/2023	200	208
米国財務省証券合計		208
(取得原価\$200)		
モーゲージ・バック証券 7.5%		
BX Commercial Mortgage Trust		
2.664% due 11/15/2035	2,120	2,120
モーゲージ・バック証券合計		2,120
(取得原価\$2,120)		
短期金融商品 8.7%		
レポ契約 (d) 7.7%		2,200
定期預金 1.0%		
Bank of Nova Scotia		
1.330% due 11/01/2019	13	13
BNP Paribas Bank		
1.330% due 11/01/2019	6	6
Citibank N.A.		
1.330% due 11/01/2019	35	35
DBS Bank Ltd.		
1.330% due 11/01/2019	71	71
JPMorgan Chase Bank N.A.		
1.330% due 11/01/2019	71	71
MUFG Bank Ltd.		
(0.270%) due 11/01/2019	¥ 257	2
Sumitomo Mitsui Banking Corp.		
1.330% due 11/01/2019	\$ 1	1
Sumitomo Mitsui Trust Bank Ltd.		
(0.270%) due 11/01/2019	¥ 118	1
1.330% due 11/01/2019	\$ 81	81
短期金融商品合計		2,481
(取得原価\$2,481)		
投資有価証券合計 (a) 106.1%		\$ 30,233
(取得原価\$31,785)		
金融デリバティブ商品		
(e) (g) (0.4%)		(128)
(取得原価またはプレミアム、純額 \$(21))		
その他の資産および負債、純額 (5.7%)		(1,605)
純資産 100.0%		\$ 28,500

添付の注記を参照のこと。

PIMCOショート・ターム・モーゲージ・インカム
投資有価証券明細表（続き）
2019年10月31日現在

投資有価証券明細表に対する注記(金額：千単位*、契約数を除く)：

- * ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
(a) 2019年10月31日現在の地理学的な地域による投資有価証券合計の配分は、米国における純資産の105.5%、および純資産全体の0.6%を占めるその他の国により構成される。
(b) インタレスト・オンリー（利札部分）証券。
(c) 発行時決済証券。

借入れおよびその他の資金調達取引

(d) レボ契約

相手方	貸出金利	決済日 (月/日/年)	満期日 (月/日/年)	額面価格	担保	担保 受領、 時価	レボ契約、 時価	レボ契約に かかる 受領額 ⁽¹⁾
BOS	1.850%	10/31/2019	11/01/2019	\$ 1,600	U. S. Treasury Bonds 2.500% due 05/15/2046	\$ (1,645)	\$ 1,600	\$ 1,600
BPS	1.820%	10/31/2019	11/01/2019	600	U. S. Treasury Notes 2.250% due 11/15/2027	(614)	600	600
レボ契約合計						\$ (2,259)	\$ 2,200	\$ 2,200

空売り

相手方	銘柄	クーポン	満期日 (月/日/年)	額面価格	受領額	空売りに かかる未払金	
BOS	Fannie Mae	3.000%	12/01/2049	\$1,000	\$(1,010)	\$(1,015)	
CSN	Fannie Mae	4.500%	12/01/2049	1,900	(1,997)	(2,001)	
MSC	Fannie Mae	3.000%	12/01/2049	1,750	(1,767)	(1,777)	
MSC	Fannie Mae	4.000%	12/01/2048	3,700	(3,841)	(3,843)	
空売り合計						\$(8,615)	\$(8,636)

借入れおよびその他の資金調達取引の概要

以下は、2019年10月31日現在の、相手方による借入れならびにその他の資金調達取引の時価および差入/（受領）された担保の概要である。

相手方	レボ契約に かかる 受領額	逆レボ契約 にかかる 未払金	売却/買戻し 取引にかかる 未払金	空売りに かかる未払金	借入れおよび その他の資金 調達取引合計	担保差入/ （受領）	エクスポージャー 純額 ⁽²⁾		
グローバル・マスター・レボ契約									
BOS	\$ 1,600	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 1,600	\$ (1,645)	\$ (45)		
BPS	600	0	0	0	600	(614)	(14)		
マスター証券フォワード取引契約									
BOS	0	0	0	(1,015)	(1,015)	0	(1,015)		
CSN	0	0	0	(2,001)	(2,001)	0	(2,001)		
MSC	0	0	0	(5,620)	(5,620)	0	(5,620)		
借入れおよびその他の資金調達取引 合計						\$ 2,200	\$ 0	\$ 0	\$(8,636)

⁽¹⁾ 経過利息を含む。

⁽²⁾ エクスポージャー純額は、債務不履行時の相手方からの未収金/（相手方への未払金）の純額を表す。借入れおよびその他の資金調達取引からのエクスポージャーは、同一の法的実態を有する同一のマスター契約に基づき規律される取引間のみにおいて相殺される。マスター相殺契約に関する追加情報については、財務書類に対する注記の注8「マスター相殺契約」を参照のこと。

2019年10月31日終了期間中、未決済の平均借入額は11,352米ドルで、加重平均率は2.679%であった。平均借入額は、当期中保有された場合、売却/買戻し取引および逆レボ契約を含むことがある。

添付の注記を参照のこと。

PIMCOショート・ターム・モーゲージ・インカム
投資有価証券明細表（続き）
2019年10月31日現在

(e) 金融デリバティブ商品：上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品

先物契約

銘柄	種類	権利失効月 (月/年)	契約数	未実現利益/ (損失)	変動証拠金	
					資産	負債
U. S. Treasury 10-Year Note December Futures	Short	12/2019	7	\$ 11	\$ 0	\$ (6)
先物契約合計				\$ 11	\$ 0	\$ (6)

スワップ契約

金利スワップ

支払/ 受領変動 金利 ⁽¹⁾	変動金利指数	固定金利	満期日 (月/日/年)	想定元本	時価	未実現利益/ (損失)	変動証拠金		
							資産	負債	
受領	3-Month USD-LIBOR	2.000%	12/10/2029	\$ 100	\$ (4)	\$ (4)	\$ 0	\$ (1)	
スワップ契約合計						\$ (4)	\$ (4)	\$ 0	\$ (1)

金融デリバティブ商品：上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品の概要

以下は、2019年10月31日現在の市場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品の時価および変動証拠金の概要である。

(f) 2019年10月31日現在、42米ドルの現金が、下記の上場金融デリバティブ商品および集中清算の対象となる金融デリバティブ商品の担保として差入れられている。マスター相殺契約に関する追加情報については、財務書類に対する注記の注8「マスター相殺契約」を参照のこと。

	金融デリバティブ資産				金融デリバティブ負債			
	時価 購入 オプション	変動証拠金 資産		合計	時価 売却 オプション	変動証拠金 負債		合計
		先物	スワップ 契約			先物	スワップ 契約	
上場金融デリバティブ商品または 集中清算の対象となる 金融デリバティブ商品合計	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (6)	\$ (1)	\$ (7)

⁽¹⁾ かかる商品は、先日付スタートを有する。追加情報については、財務書類に対する注2「証券取引および投資収益」を参照のこと。

添付の注記を参照のこと。

PIMCOショート・ターム・モーゲージ・インカム
投資有価証券明細表（続き）
2019年10月31日現在

(g) 金融デリバティブ商品：店頭取引金融デリバティブ商品

為替予約契約

相手方	決済月 (月/年)	通貨引渡額	通貨受取額	未実現利益/(損失)	
				資産	負債
BPS	11/2019	\$ 13	JPY 1,388	\$ 0	\$ 0
BPS	11/2019	11	1,180	0	0
				\$ 0	\$ 0

ユーロクラス為替予約契約

相手方	決済月 (月/年)	通貨引渡額	通貨受取額	未実現利益/(損失)	
				資産	負債
BPS	11/2019	EUR 125	\$ 140	\$ 0	\$ 0
BPS	12/2019	\$ 140	EUR 125	0	0
GLM	11/2019	EUR 126	\$ 139	0	(1)
GLM	12/2019	\$ 140	EUR 126	1	0
JPM	11/2019	138	126	3	0
MYI	11/2019	137	124	2	0
UAG	11/2019	EUR 125	\$ 140	0	0
UAG	11/2019	\$ 138	EUR 126	3	0
UAG	12/2019	140	125	0	0
				\$ 9	\$ (1)

J (円ヘッジ) および円クラス為替予約契約

相手方	決済月 (月/年)	通貨引渡額	通貨受取額	未実現利益/(損失)	
				資産	負債
BOA	11/2019	JPY 923,397	\$ 8,481	\$ 0	\$ (61)
BOA	12/2019	\$ 8,493	JPY 923,232	61	0
BPS	11/2019	JPY 1,178	\$ 11	0	0
BPS	11/2019	1,385	13	0	0
BPS	11/2019	\$ 24	JPY 2,601	0	0
CBK	11/2019	JPY 924,303	\$ 8,495	0	(55)
CBK	11/2019	\$ 13	JPY 1,385	0	0
CBK	11/2019	23	2,541	0	0
CBK	12/2019	JPY 1,385	\$ 13	0	0
CBK	12/2019	\$ 8,508	JPY 924,207	55	0
HUS	11/2019	JPY 922,123	\$ 8,489	0	(42)
HUS	12/2019	\$ 8,503	JPY 922,123	41	0
JPM	11/2019	8,540	919,819	0	(31)
MYI	11/2019	8,566	923,250	0	(26)
UAG	11/2019	8,607	924,191	0	(57)
				\$ 157	\$ (272)
為替予約契約合計				\$ 166	\$ (273)

売却オプション

証券にかかるオプション

相手方	銘柄	行使価格	権利失効日 (月/日/年)	想定元本 ⁽¹⁾	プレミアム		時価
					(受領)		
GSC	Call - Fannie Mae**	\$ 102.688	12/05/2019	400	\$ 0	\$ 0	
GSC	Call - Fannie Mae**	101.453	01/07/2020	1,000	(3)	(5)	
GSC	Call - Fannie Mae**	101.969	01/07/2020	1,000	(2)	(3)	
GSC	Call - Fannie Mae**	102.688	01/07/2020	1,500	(2)	(1)	
GSC	Put - Fannie Mae**	100.688	01/07/2020	1,500	(3)	(3)	
JPM	Put - Fannie Mae**	99.000	11/06/2019	1,500	(7)	(1)	
JPM	Put - Fannie Mae**	100.852	11/06/2019	500	(1)	0	
JPM	Put - Fannie Mae**	99.703	01/07/2020	1,000	(2)	(1)	
SAL	Put - Fannie Mae**	100.641	11/06/2019	1,000	(1)	0	
売却オプション合計					\$ (21)	\$ (14)	

添付の注記を参照のこと。

PIMCOショート・ターム・モーゲージ・インカム
投資有価証券明細表（続き）
2019年10月31日現在

スワップ契約

トータル・リターン・スワップ

相手方	レファレンス・エンティティーにかかると受領トータル・リターン	レファレンス・エンティティー	株数/口数	変動金利	想定元本	満期日 (月/日/年)	プレミアム支払 /(受領)	未実現 利益/ 損失	スワップ契約、時価	
									資産	負債
DUB	支払	IOS, FN30, 550, 08 Index Plus 5.500%	N/A	1-Month USD-LIBOR Rate	\$ 23	01/12/2039	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0
スワップ契約合計							\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0

金融デリバティブ商品：店頭取引金融デリバティブ商品の概要

以下は、2019年10月31日現在の、相手方とのOTC金融デリバティブ商品の時価および差入/（受領）された担保の概要である。

相手方	金融デリバティブ資産				金融デリバティブ負債				OTCデリバ		
	為替予約 契約	購入 オプション	スワップ 契約	店頭取引 合計	為替予約 契約	売却 オプション	スワップ 契約	店頭取引 合計	タイプの 時価純額	担保差入/ （受領）	エクスポ ージャー純額 ⁽²⁾
BOA	\$ 61	\$ 0	\$ 0	\$ 61	\$ (61)	\$ 0	\$ 0	\$ (61)	\$ 0	\$ 0	\$ 0
BPS	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
CBK	55	0	0	55	(55)	0	0	(55)	0	0	0
DUB	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
GLM	1	0	0	1	(1)	0	0	(1)	0	0	0
GSC	0	0	0	0	0	(12)	0	(12)	(12)	0	(12)
HUS	41	0	0	41	(42)	0	0	(42)	(1)	0	(1)
JPM	3	0	0	3	(31)	(2)	0	(33)	(30)	0	(30)
MYI	2	0	0	2	(26)	0	0	(26)	(24)	0	(24)
SAL	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
UAG	3	0	0	3	(57)	0	0	(57)	(54)	0	(54)
店頭取引合計	\$ 166	\$ 0	\$ 0	\$ 166	\$ (273)	\$ (14)	\$ 0	\$ (287)			

**発行時決済証券にかかるオプション。

⁽¹⁾ 想定元本は、契約数を表している。

⁽²⁾ エクスポージャー純額は、債務不履行時の相手方からの未収金/（相手方への未払金）の純額を表す。OTC金融デリバティブ商品からのエクスポージャーは、同一の法的事態を有する同一のマスター契約に基づき規律される取引間のみにおいて相殺される。マスター相殺契約に関する追加情報については、財務書類に対する注記の注8「マスター相殺契約」を参照のこと。

添付の注記を参照のこと。

PIMCOショート・ターム・モーゲージ・インカム
投資有価証券明細表（続き）
2019年10月31日現在

金融デリバティブ商品の公正価値

以下は、リスク・エクスポージャー別に分類されたファンドのデリバティブ商品の公正価値の概要である。ファンドのリスクについては、財務書類に対する注記の注7「主要なリスク」を参照のこと。

2019年10月31日現在の資産・負債計算書上の金融デリバティブ商品の公正価値：

		ヘッジ商品として計上されないデリバティブ商品								
		商品契約	クレジット契約	エクイティ契約	為替予約契約	金利契約	合計			
金融デリバティブ商品 - 資産										
店頭取引金融デリバティブ商品										
為替予約契約	\$	0	\$	0	\$	166	\$	0	\$	166
スワップ契約		0		0		0		0		0
	\$	0	\$	0	\$	166	\$	0	\$	166
金融デリバティブ商品 - 負債										
上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品										
先物	\$	0	\$	0	\$	0	\$	(6)	\$	(6)
スワップ契約		0		0		0		(1)		(1)
	\$	0	\$	0	\$	0	\$	(7)	\$	(7)
店頭取引金融デリバティブ商品										
為替予約契約	\$	0	\$	0	\$	(273)	\$	0	\$	(273)
売却オプション		0		0		0		(14)		(14)
	\$	0	\$	0	\$	(273)	\$	(14)	\$	(287)
	\$	0	\$	0	\$	(273)	\$	(21)	\$	(294)

2019年10月31日終了期間の運用計算書上の金融デリバティブ商品の影響：

		ヘッジ商品として計上されないデリバティブ商品								
		商品契約	クレジット契約	エクイティ契約	為替予約契約	金利契約	合計			
金融デリバティブ商品にかかる実現純利益（損失）										
上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品										
先物	\$	0	\$	0	\$	0	\$	(5)	\$	(5)
スワップ契約		0		0		0		(556)		(556)
	\$	0	\$	0	\$	0	\$	(561)	\$	(561)
店頭取引金融デリバティブ商品										
為替予約契約	\$	0	\$	0	\$	416	\$	0	\$	416
購入オプション		0		0		0		(387)		(387)
売却オプション		0		0		0		137		137
スワップ契約		0		0		0		(1)		(1)
	\$	0	\$	0	\$	416	\$	(251)	\$	165
	\$	0	\$	0	\$	416	\$	(812)	\$	(396)
金融デリバティブ商品にかかる未実現利益（損失）の純変動額										
上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品										
先物	\$	0	\$	0	\$	0	\$	11	\$	11
スワップ契約		0		0		0		(98)		(98)
	\$	0	\$	0	\$	0	\$	(87)	\$	(87)
店頭取引金融デリバティブ商品										
為替予約契約	\$	0	\$	0	\$	(61)	\$	0	\$	(61)
購入オプション		0		0		0		56		56
売却オプション		0		0		0		14		14
スワップ契約		0		0		0		0		0
	\$	0	\$	0	\$	(61)	\$	70	\$	9
	\$	0	\$	0	\$	(61)	\$	(17)	\$	(78)

添付の注記を参照のこと。

PIMCOショート・ターム・モーゲージ・インカム
投資有価証券明細表（続き）
2019年10月31日現在

公正価値測定

以下は、2019年10月31日現在の、ファンドの資産および負債評価目的におけるインプット使用に従ってなされた公正価値測定の概要である。

カテゴリーおよびサブ・カテゴリー	レベル1	レベル2	レベル3	2019年10月31日現在 公正価値
投資有価証券、時価				
米国政府機関債	\$ 0	\$ 25,424	\$ 0	\$ 25,424
米国財務省証券	0	208	0	208
モーゲージ・バック証券	0	2,120	0	2,120
短期金融商品	0	2,481	0	2,481
投資有価証券合計	\$ 0	\$ 30,233	\$ 0	\$ 30,233
空売り、時価	\$ 0	\$ (8,636)	\$ 0	\$ (8,636)
金融デリバティブ商品 - 資産				
店頭取引金融デリバティブ商品	0	166	0	166
	\$ 0	\$ 166	\$ 0	\$ 166
金融デリバティブ商品 - 負債				
上場金融デリバティブ商品または 集中清算の対象となる 金融デリバティブ商品	(6)	(1)	0	(7)
店頭取引金融デリバティブ商品	0	(287)	0	(287)
	\$ (6)	\$ (288)	\$ 0	\$ (294)
合計	\$ (6)	\$ 21,475	\$ 0	\$ 21,469

2019年10月31日に終了した期間中、レベル3への/からの重要な移動はなかった。

添付の注記を参照のこと。

IV. お知らせ

該当事項はありません。